

米軍基地関係特別委員会記録

<第2号>

平成24年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成24年3月26日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成24年3月26日 月曜日
開 会 午前11時27分
散 会 午後16時54分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号、同第88号、同第89号、同第94号、同第102号、同第204号、陳情平成21年第42号、同第46号、同第51号、同第79号、同第82号、同第114号、同第125号、同第151号、同第154号、同第161号、同第169号、同第185号から同第187号まで、同第195号、陳情平成22年第26号、同第45号、同第50号、同第149号、同第150号、同第166号、同第184号、同第201号、陳情平成23年第15号、同第37号、同第40号、同第41号、同第107号、同第139号、同第140号、同第144号、同第150号、同第168号、同第191号、陳情第1号、第6号の4、第18号、第21号、第22号、第45号
- 2 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	仲 田	弘 毅	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君

委員	前田政明君
委員	上原章君
委員	新垣清涼君
委員	玉城満君
委員	玉城義和君
委員	吉田勝廣君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
基地対策課長	親川達男君
環境生活部環境企画統括監	下地岳芳君
環境保全課長	上原栄淳君
農林水産部農漁村基盤統括監	玉城貢君
土木建築部土木整備統括監	金城淳君
教育庁文化財課長	長堂嘉一郎君
警察本部刑事部長	石新政英君

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号外45件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境生活部環境企画統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、教育庁文化財課長及び警察本部刑事部長の出席を求めています。

まず初めに、請願平成20年第1号及び陳情平成20年第36号外45件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は継続1件、陳情は継続40件及び新規6件となっております。

まず、継続審査となっている請願及び陳情41件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅に変更があった部分についてのみ御説明させていただきます。

資料の48ページをごらんください。

陳情平成22年第26号、「座り込み住民弾圧裁判への抗議」を含む3項目の決議を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

去る3月14日、那覇地方裁判所において、北部訓練場のヘリコプター着陸帯移設工事に関する通行妨害禁止訴訟の判決が言い渡されております。県としては、司法の判断としての当該訴訟の判決について、コメントすることは差し控えたいと思っております。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の79ページをごらんください。

陳情第1号、C130輸送機による燃料放出に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、米空軍横田基地所属C130輸送機等外来機の飛来を禁止することにつきましては、処理概要が陳情平成22年第45号の記の2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2、機種、機能の相違にかかわらず燃料放出を伴う危険飛行、飛来をやめること、3、C130輸送機の燃料放出の原因を徹底究明し、再発防止策を公表すること、4、航空機の整備点検、安全管理を徹底することにつきましては、昨年11月10日、米空軍横田基地所属のC130機1機が、燃料を放出しながら嘉手納飛行場に着陸する事案が発生しました。当該事案を受け、事実関係を照会したところ、米側より、当該機より放出された燃料は、同型機の通常安全飛行運

用の一部として自動的に放出されるものであるなどの回答がありました。また米側より、横田基地当局が、将来において今回の事案のような燃料放出が起こらないようにするための措置を既に行った旨の発表がありました。県としましては、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、今後も引き続き、あらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、安全管理の徹底及び再発防止を求めていきたいと考えております。

5、嘉手納基地の機能強化をやめ、目に見える負担軽減を実施することにつきましては、県はこれまで、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、機会あるごとに日米両政府に対し、強く要請してきております。特に、政府に対しては、総理及び関係閣僚等が来県の際に要請を行っております。また、平成21年は2度にわたり知事が訪米し、米国政府等に対して要請を行いました。平成22年5月の日米共同発表においては、嘉手納飛行場におけるさらなる騒音軽減を検討していくとされております。県としましては、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等による基地負担の軽減を粘り強く求めていきたいと考えております。

次に、資料の81ページをごらんください。

陳情第6号の4、北部振興支援策の拡充等に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、日米合意を踏まえ普天間飛行場移設を早期に実現することにつきましては、処理概要が陳情平成20年第89号の記の1と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、82ページをごらんください。

陳情第18号、実弾射撃演習によるたび重なる山火事に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、山火事の原因や使用火器、焼失面積について速やかに報告することにつきましては、昨年12月21日に発生したキャンプ・シュワブレンジ10付近における山火事の原因については、訓練によるものとの連絡を受けております。使用火器については、県はこれまで米軍に対し演習・訓練の内容公表を求めておりますが、運用上の理由から明らかにされておられません。当該山火事による焼失面積については、本年2月13日、沖縄防衛局から焼失面積が7500平方メートルであった旨の連絡を受けております。

2、赤土流出に対しての具体的な解決策を講ずること、3、実弾射撃演習の際には、周辺の山林を決して焼失させないよう万全の対策を講ずることにつきましては、沖縄防衛局によると、山火事の未然防止のため、米軍は毎朝気象状況を調査の上、山火事発生の危険性を判断し、場合によっては訓練自体に制限

を加えるとのことであります。県としては、従来から米軍の訓練によって周辺住民に被害や不安を与えることがないように求めてきたところであり、今後とも県民の生命、生活及び財産を守る観点から、適切な対応がなされるよう関係機関に対し働きかけてまいります。

4、名護市及び名護市議会が現場確認等の立ち入りを要求する場合は、即対応することにつきましては、県は、従来から日米地位協定の見直しの中で、事前通知後の施設・区域への立ち入りを含め、地方公共団体の公務遂行上必要なあらゆる援助を与え、緊急の場合は、即座の立ち入りを可能にする旨を明記するよう求めているところであり、政府においては日米地位協定の改定を提起するとしており、県としましては、日米地位協定の見直しについて、その実現に向け引き続き渉外関係主要都道県知事連絡協議会―渉外知事会等と連携しながら、日米両政府に求めていると考えております。

次に、84ページをごらんください。

陳情第21号、米国原子力潜水艦のホワイト・ビーチ寄港に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、ホワイト・ビーチへ米国原子力軍艦を寄港させないこと、2、米国原子力潜水艦の寄港については、明確な説明責任を果たすことにつきましては、処理概要が陳情平成23年第150号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3、日米地位協定の抜本的改定を行うことにつきましては、処理概要が陳情平成20年第102号の記の4と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、85ページをごらんください。

陳情第22号、米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情につきましては、処理概要が陳情平成23年第150号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、86ページをごらんください。

陳情第45号、高江ヘリパッド（オスプレイ離発着訓練場）建設中止について決議を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、北部訓練場で強行されているオスプレイ運用を前提とした6カ所のヘリパッド建設の中止を、日米両政府に対し求めることにつきましては、処理概要が陳情平成23年第140号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

以上で、知事公室所管に係る請願1件及び陳情46件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境生活部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地岳芳環境企画統括監。

○下地岳芳環境企画統括監 環境生活部関連の請願及び陳情につきまして、御説明いたします。

環境生活部関連の請願は継続1件、陳情は継続13件、新規1件となっております。

初めに、継続審査となっている5ページの請願平成20年第1号の記の8、42ページの陳情平成21年第169号の記の3、及び46ページの陳情平成21年第187号につきましては、平成24年2月20日に沖縄県環境影響評価条例に基づく知事意見を述べたことを踏まえ、下線部のとおり表現を変更しております。

また、43ページの陳情平成21年第185号につきましては、埋立事業に係る沖縄県環境影響評価審査会の意見を、飛行場事業に係る答申への附帯意見として付したことを踏まえて、下線部のとおり表現を変更しております。

次に、新規の陳情1件につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の86ページをお開きください。

陳情第45号、高江ヘリパッド（オスプレイ離発着訓練場）建設中止について決議を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

記の2について、北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業については、沖縄県環境影響評価条例の対象事業ではありませんが、自然環境の保全に最大限に配慮するとの観点から、事業者が自主的に同条例の規定に準じて環境影響評価の手続を行い、平成19年2月に当該手続を終了しております。

以上、環境生活部に係る請願及び陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 環境生活部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

玉城貢農漁村基盤統括監。

○玉城貢農漁村基盤統括監 農林水産部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

農林水産部関連の陳情は、継続2件となっております。

資料の34ページをお開きください。

陳情平成21年第125号、「普天間」代替基地建設工事等の中止を求める陳情の記の4、県に対し、「追加調査」に伴う「特別採捕許可」を撤回するよう求めることにつきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の56ページをお開きください。

陳情平成22年第149号、「普天間」代替基地建設事業の中止等を求める陳情の記の3、県知事による「特別採捕許可申請書（沖縄防衛局）」に対する許可（6月3日付）を撤回するよう求めることにつきましても、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城淳土木整備統括監。

○金城淳土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

土木建築部所管の陳情は、継続1件となっております。

資料の35ページをお開きください。

陳情平成21年第125号、「普天間」代替基地建設工事等の中止を求める陳情の記の4及び5につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁文化財課長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

長堂嘉一郎文化財課長。

○長堂嘉一郎文化財課長 ただいま議題となっております教育委員会所管に係る請願及び陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

教育委員会所管の請願は継続1件、陳情は継続1件でございます。

資料の7ページをお開きください。

請願平成20年第1号の記の6の処理概要につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

次に、15ページをお開きください。

陳情平成20年第89号の記の5につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

以上でございます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 教育庁文化財課長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

石新政英刑事部長。

○石新政英刑事部長 3月23日付で刑事部長に就任しました石新でございます。

それでは、公安委員会関係の陳情案件について、御説明いたします。

公安委員会所管の陳情となっております陳情平成21年第51号、米軍実弾射撃訓練被弾事件に関する陳情の処理方針であります。前定例会と処理方針の内容に変更はございませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいたします。

質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 米軍普天間飛行場に関して少し質疑させていただきます。危険性の除去に対して、普天間飛行場移設に関しての主張というのか、環境が変わったと思うのです。宜野湾市長がかわった。今まで国外も含めていた市長から、国外は言わずに全く仲井真知事と同じスタンス—県内移設は不可能、そして一日も早い危険性の除去に努めるという新しい主張になったわけです。これから知事は、普天間飛行場がある宜野湾市の市長と同一の歩調で行動できると思うのです。そこら辺はどうですか。

○又吉進知事公室長 佐喜真市長の誕生によって、そういう方針がどのように変わるかということについては、まだ具体的な宜野湾市のお話も聞いていないものですから、なかなか先行きが読めない点はあると思います。しかしながら、県外移設を求めるといふ点におきましては一致していることではございますので、宜野湾市は宜野湾市、県は県としてのしっかりとしたスタンスを持って、県民の視点でこの問題の解決に向かっていくものと考えております。

○桑江朝千夫委員 これまでは違っていたのです。いわゆる知事と前市長が一緒になって行動することはできなかった感じがするのです。今回は全く同じような主張でもって、同一歩調をとることによって県外移設を求めていく。第一義的に、普天間飛行場の危険性の除去を地域の皆さんとともに、いわゆる宜野湾市長、知事が強くタッグを組んで訴えると、さらに強い発信になると私は思うのです。危険性の除去に関して、知事は知事、宜野湾市長は宜野湾市長ということではなくて、同一步調で、同一步調をとって、ともにタッグを組んで訴えていくと。宜野湾市民の声、そして沖縄県民の声でタッグを組んで訴えていったほうがよいと、より強くなると思うのですが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 当然ながら、普天間飛行場の問題は地元宜野湾市に最大の影響を及ぼしているわけでございまして、これは幸いにも、佐喜真市長も大変な問題意識をお持ちになって今度就任されたと聞いておりますので、委員がおっしゃるように、それはきちんとタッグを組んで、話をしながら進めていくということは確かでございます。

○桑江朝千夫委員 今後、訪米も考えておられるようですが、そのとき米国政府にも、ぜひ知事が行くときに宜野湾市長も参加させたほうがよいと思うのです。これに対しての答えはいいです。

次、外務大臣が来て一我々は新聞報道でしか知らないのですが、移設は強行しない、しかし、計画は進行していくという表現を見たのです。県民としてはちょっとわかりにくい。ここら辺の解説をお願いできますか。

○又吉進知事公室長 御承知のように玄葉外務大臣が来訪されまして、委員がおっしゃったようなことをおっしゃいました。県としましては、御承知のようにさまざまな課題がありまして、現在、普天間飛行場の問題、移設先については県外を求めているわけでございます。その一方で、政府は現在の辺野古案を堅持している。それを表現されたということですが、やはり沖縄の基地負担の軽減という全体の中で、政府として一定の問題意識を持っていることは確かでありまして、その一つの方策として、県が従前求めておりました米軍嘉手納飛行場以南の返還についてはリンクを外すといったことが、いろいろな事情があるのですが、現在リンクが外されて、その議論が続いていると考えております。したがって、政府の沖縄に対する思いでありますとか、負担軽減をしようという、玄葉外務大臣を初めとした熱意はそこにあるわけですが、しかしながら、県民の間で非常に強い要望となっている普天間飛行場の県外移設については、政府から明確な回答がない状況だと考えております。

○桑江朝千夫委員 移設は強行しないという言葉が出てきて安心もするのですが、特にこれ以外には政府の進展と申しますか、計画は進行と。特にまた辺野古以外を模索するということは一言も言ってないわけですよ。県外を模索しているということは全くないということですよ。

○又吉進知事公室長 そのような動きはないようでございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時24分再開

○桑江朝千夫副委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 陳情説明資料の70ページ、陳情平成23年第139号です。

記の2、普天間基地の固定化もオスプレイの配備も断固反対するという事について、県の考え方をお願いします。

○又吉進知事公室長 まず、普天間基地の固定化—ここで言う固定化とは、移設・返還を行わずに、そのまま普天間飛行場を使い続けるという意味だと理解しております。ここに書いてありますように、そもそも普天間飛行場は世界で最も危険な飛行場と言われているほど、これは一日も早く移設・返還をしなければならぬと。それはその飛行場の機能にかかわらず、やはり住民の生命・財産に多大な危険を及ぼしているということが原点でございますので、その移設問題がいろいろな方向に向かうからといって、そこで継続しようということはあるとはならないということが、県の考えでございます。

2点目、MV22オスプレイでございますが、先般土曜日に玄葉外務大臣がお見えになったときに、MV22オスプレイの正式配備については、いわゆる接受国通報がまだなされていないので、国としてはまだ連絡を受けていないという立場でございました。しかしながら、これまでの昨年6月以来の情報によりますと、やはり沖縄に配備される予定であると県は認識しておりまして、ならば現時点で県民は、初期の事故等について大変な不安を持っていると。したがって、その不安を払拭することができるのであれば、きちんと説明をなさいたいということを申し上げていて、その説明が現在不十分な状態であると考えております。したがって、この状況ではMV22オスプレイの配備について、県は反対しているということを申し上げているわけでございます。

○新垣清涼委員 普天間飛行場が今、MV22オスプレイの配備を予定してのことなのか、あるいは理由はわかりませんが、改修工事が入ると。今工事が入っているのですが、それについて県はどのように考えていますか。改修工事が入ることを是とする、あるいは今現在工事が入っているのは何の工事だという連絡を受けているのか。

○又吉進知事公室長 普天間飛行場は、断続的にこれまでも滑走路の補修という定期工事をやっているようでございます。しかしながら今、その報道によれば、継続使用を前提とした改修工事のお話があるということで、県としてもそ

の辺を大変注視しておりまして、政府にそういう計画あるいは構想があるのかということをお聞き合せているわけです。今のところ、まだ具体的に普天間飛行場の補修・改修といった動きはないわけでございます。県としましては十分そこは注視してまいりたいと考えております。

○**新垣清涼委員** 今の滑走路についての補修・改修は具体的にないかもしれませんが、その周辺で工事が行われていることは承知していますか。

○**又吉進知事公室長** 具体的には連絡がなく、承知をしておりません。

○**新垣清涼委員** 米軍基地内であっても、やはりその中で行われる工事については、あるいはその作業というのか、米軍は軍事機密だとか言うかもしれませんが、やはりそばから見ていて、その滑走路周辺でのり面が拡大されたり、工事が始まっているのです。赤土が外から見えるのです。だから、それが一体どういうものなのかということをお聞き合せてほしいと思います。

○**又吉進知事公室長** その補修の内容が大きく運用上の問題であるとか、この基地の性格を大きく変えるような何か計画があるとか、そういうものはしっかりと地元へ通報すべきであるということが県の考えでございます。ただ、工事をすべて、補修工事まではなかなか把握しにくいところもございまして、少なくとも県民生活に影響を与えるような状態がその工事によって生じるならば、これは政府に対してしっかりと説明するよう、連絡するよう求めたいと思っております。

○**新垣清涼委員** 今回、県は4月から組織改編がありますね。県内の米軍基地内で行われている土が動いている状況とか、そこにため池をつくって何をやるとか、こういった環境への影響のおそれがあるような、想像でもよいのですが、そういったときに、やはりきちんと県に連絡するシステムをつくれないうか。

○**又吉進知事公室長** 飛行機の運用でありますとか、あるいはその部隊が嘉手納飛行場にやってくるということですが、適宜そういう連絡を受けているわけですが、これは米側あるいは日本政府、米側の好意的都合というのですか、そういったものにゆだねている状況です。県としましては、先ほど少し説明いたしましたが、やはり日米地位協定の改定の中で地方自治体の意見をき

ちんと聞く仕組み、それから地方自治体が求めたら中に入れていただくとか、情報を提供するとか、そういう仕組みをつくっていただきたいということを常日ごろ言っております、やはり委員がおっしゃるようなシステムの構築は必要だと思っております。

○新垣清涼委員 今、知事公室長がおっしゃるように、そういった自治体からの問い合わせがあったりとか、あるいは付近住民からそういう指摘があったときには、やはり県が立ち入って調査できるようなシステムにしておかないと、これまで枯れ葉剤の問題にしても、なかなか外務省に問い合わせをしても、防衛省に問い合わせをしても、米国に問い合わせをしても、いや、そういう事実はありませんで終わってしまうわけです。それでは本当に県民の健康を守れないと思うのです。だから、当時の関係者が枯れ葉剤についても証言しているわけだから、そういう意味では、やはり今回の県のそういった組織再編の中で、県民の健康を守る立場からそこら辺をしっかりと調査できるような体制づくりが求められているのではないかと思うのです。どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 今回の組織改編と申しますのは、やはり安全保障を全般にさかのぼってといいますか、前広にそういうものから沖縄の基地問題をきちんと把握していききたいということが一つございます。また、それが普天間飛行場の県外移設への一つの道筋につながればという改編でございます。今、委員がおっしゃるように、それが実際に日米地位協定の運用改善でありますとか、見直しにそのままつながるかといいますと、これはこれまでどおりしっかり政府に対して物を言うことに尽きると思います。

○新垣清涼委員 安全保障は確かに上位法だから、しっかり研究すべきだと思います。ただ、現実として日米地位協定の中でそういう環境の問題だとか、我々の人権の問題だとか、そういったものが今、目の前にあるわけです。そういったこともしっかりと崩していくというのか、求めていくことをしっかりやらないと。ただ、もうちょっと県には強い態度で臨んでいただけないかなと思います。

○又吉進知事公室長 我々なりにそれなりに強い態度で臨んでいる自覚はございますが、確かに政府の厚い壁でありますとか、あるいは知事ものれんに腕押しということを言っております。そのあたりは我々なりに、県行政なりに強い姿勢で当たっていきたいと思っております。

○新垣清涼委員 私の言っている強い態度とは、例えば日米地位協定の改定で県が求めているものがありますね。やはり政府はそれを提起していると言っているわけだから、日米地位協定の改定については、それをいつまでにやってもらえるのか、もらえないのか。そういうことをしないのであれば、県有地の軍用地については更新契約はしませんよと言うぐらいの、ある意味で県民の命と健康を守るためには、こういった改定に取り組まなければ、今、県が持っている軍用地の更新はできませんよと言うぐらいの、せめてそれぐらいは言ってもよいのではないかと思うのですが。

○又吉進知事公室長 今、委員のおっしゃった方法論は一つの御提言として受けとめておきたいと思います。県はやはり、これまでの長い基地問題でございますので、やはりそれが県民の思うように軽減に向かっていないという自覚がございますので、引き続ききちんとした態度で日米両政府には向かっていきたいと考えております。

○新垣清涼委員 この米海兵隊の問題で、米軍が米海兵隊岩国航空基地に部隊を移そうというニュースが出たときに、すぐ山口県岩国市は反対と表現しました。そうしたら、日本政府の政府の高官だったり、担当者がすぐ行って、いやいや、そういうことはありませんと。決して皆さんの意思を無視して移すようなことはありませんと報道されているわけです。沖縄県はずっと知事も県民の8割、7割の人たちが反対して、辺野古はだめだと言っているにもかかわらず、日米合意だからそう進めるのだと言うわけです。だから、沖縄県の配備に対する、あるいは県内移設に対する反対が弱いから、政府はそのように押しつけると思うのです。だからそこは、やはり何か沖縄県も強い意志を持って、県内移設はだめなのだ、無理だと言っているのだから無理なことは押しつけるなどということぐらいは、やはり日本政府にわかるように示すべきだと思います。

○又吉進知事公室長 やはりこれは、沖縄が74%余りという米軍占用施設面積を有して、他県に例のないほどの過重な基地負担を負っているということが県民すべての統一した見解だと考えておりますので、それを踏まえてしっかりとやってまいりたいと思っております。

○新垣清涼委員 陳情説明資料の76ページ、陳情平成23年第191号についてです。枯れ葉剤については今、どういう調査をされていて、どういう方向に向かっていますか。

○親川達男基地対策課長 枯れ葉剤については、報道があったときに国に対して照会しております。その中では、やはり米軍は沖縄に持ち込んだ記録はないという報告があります。せんだって北谷町長が県に要請に来られておりましたが、北谷町ではこのような報道を踏まえて、町で調査を実施し、その結果、枯れ葉剤の成分は確認できなかったということもおっしゃっていました。県としては引き続き政府に対し、このような状況を米側に働きかけるよう強く臨んでいきたいと考えております。

○新垣清涼委員 今、県は政府に問い合わせをして、政府からの回答をもとに答弁しております。やはり県民の立場からすると、県でそういった証言などをもとに、あるいはそういった調査をされて、やはりそういった場所も地元の北谷町を含め、あるいは北部地域の皆さんを含めて、県で調査を入れることが県民の命を守るために必要ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○下地岳芳環境企画統括監 枯れ葉剤の問題につきましては、具体的にこの場所だと限定できれば、当然、その場所を県衛生環境研究所の職員等で科学的な検査をして、あるか、ないかの判断はできますが、今の状況ではなかなか具体的な場所が特定できないこともあって難しいと。ただ、県としましては、枯れ葉剤の一つの指標としてダイオキシンの調査をしております。平成15年度から基地周辺の河川水質、それから底質の調査をやっています。ただ、この調査で出なかったから云々という話ではないのですが、当然、基地に関連する公共用水域に何らかの影響がないかどうかということは、常時監視をいたしております。

○新垣清涼委員 確かに狭い沖縄であっても、やはり場所がわからないとやみくもに調査するだけではしょうがないので。私は新聞報道でしかわからないのですが、証言者がいらっしゃるわけです。そうすると、やはりそういう方々に接触して、あるいはそういった証言の情報元の調査をされて、そういった方から聴取をして、場所はどのあたりだとやっていかないとだめだと思うのです。だから、場所がわかっていないのであれば、場所をわかっている人たち、あるいは使ったと言っている人たちを調査する必要があると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○又吉進知事公室長 その努力は一定程度やっておりまして、例えば、先般北谷町長がお見えになっておりました。その報道で示された図とか、あるいは写

真とかそういったものを、北谷町は北谷町でここはどこなのかという特定を試みているようでございます。ただ、今のところ、この場所がどこであるとか、退役軍人の証言とかいろいろございますが、その足がかりがない状況でございます。個別にお話を聞ける状況ではないと。それができるのであれば、それはしっかりと情報を得たいと思いますが、基本的には、そのあたりは政府で責任を持ってやっていただくことになっております。いずれにしましても北谷町とも連携して、引き続き事実の把握は続けてまいりたいと考えております。

○**新垣清涼委員** 日本政府に聞いて、そこでとどまるのではなくて、今おっしゃるように、やはりその情報の出所についても調査されているとおっしゃるので。先ほどは政府に聞いたら違うのだと、ないと言うからそれで済ましているのかと私は受け取ったのです。県民の立場でそういった情報源も調査されながら、引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

○**桑江朝千夫副委員長** ほかに質疑はありませんか。
吉元義彦委員。

○**吉元義彦委員** 陳情説明資料の23ページをお願いいたします。陳情平成21年第46号、米軍再編協定関係ですが、せんだって玄葉外務大臣がお見えになって、在日米軍1万人は残して、そのほかについては分散させるという発言がありました。その件について、詳しく説明を受けているのか、まずお伺いいたします。

○**又吉進知事公室長** そもそも再編実施のための日米のロードマップ—2006年のロードマップにおきましては、海兵隊要員8000人をグアム島に移転する計画があると示されたわけでございます。その後、この8000人とは在沖米海兵隊1万8000人が基礎の数字としてあって、そこから8000人を引くと1万人残るという理解をずっとしておりました。しかしながら、先般国会答弁の中で玄葉外務大臣が2万1000人という数字を示されて、この2万1000人が基礎の数字になりますとちょっと話が違って来るわけでございまして、そのあたりは玄葉外務大臣に対して、あるいは政府に対して確認してございます。玄葉外務大臣の発言では、沖縄に残る1万人は変わらないという御発言があったところでございます。以上が経過でございます。

○**吉元義彦委員** 沖縄の抑止力という観点から、オーストラリアやハワイにも駐留させることも含めて前に発言はされていたようですが、そういったことと

の関連などはどう説明を受けているのか。そもそも説明はあるのですか。

○又吉進知事公室長 現時点で玄葉外務大臣からあった話は、現在、グアム島に移転する兵力の構成等について日米間で議論が進められていると。その中で、そもそも司令部機能の移転が日米合意にあったわけですが、そういったものも見直しつつ、沖縄の兵力構成を考えていると。その中でハワイ、グアム島、オーストラリア、その他といったことも議論になっているが、今のところ何も決まっていないという説明でございました。

○吉元義彦委員 次、25ページの陳情平成21年第51号。実弾による被弾事件があって、残念ながら不起訴処分されているわけです。この件については大変残念であります。今回新しく刑事部長になられた石新刑事部長に今後の沖縄県の治安安定のためにも大変頑張ってくださいというエールと、米軍の事件・事故がないことを祈るわけですが、この件について、まず石新刑事部長の所見をお聞かせ願えればと思います。

○石新政英刑事部長 この米軍演習に絡む被弾事件に関しては、陳情が出されてから数年たつわけではありますが、その間、私も過去に何度か答弁いたしました。当然ながら、過去の歴史にもあるように何度か流弾事件はあったと。県警察からも米軍側にこの安全基準を守ってほしいという要請を出しているところでもあります。また、こういう流弾事件はあってはならないと県警察としても思っております。今後も継続して米軍側には安全基準をしっかりと守ってほしいという申し入れをやっていく所存であります。

○吉元義彦委員 ぜひ、石新刑事部長には先頭に立っていただいて、大いに期待を申し上げたいと思っております。

話は非常に前後いたしますが、米軍再編の問題については、特に今、普天間飛行場の問題については、この問題が動かなければ嘉手納以南の返還の問題がどうも動かないと、私はそのように報道から受け取るのです。この問題については、知事公室長はどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○又吉進知事公室長 そもそも2006年のロードマップにおきましては、簡単に言いますと普天間飛行場の移設問題―辺野古への移設、嘉手納飛行場より南の施設の返還、8000人のグアム島への移転は相互に密接していて、いわゆるパッケージとして扱われていたわけです。つまり、同時に動かさなければならない

と。どれ一つが停滞しても、そのほかのものも連動して停滞するという理解をしていたわけですが、先般2月8日の在日米軍再編に関する日米共同報道発表におきまして、このリンクを外してそれぞれで議論していくと、そのための協議を始めることが公になっているわけでございます。これを単純にとらえますと、いわゆる嘉手納飛行場より南の施設の問題と普天間飛行場の移設問題は切り離されたと読み取れるわけです。実際に日米両政府の間でこれがどのような議論になっているのか、あるいはこれからどういう議論になっていくのかということは、現在全く見えない状況でございます。したがって、県としましては、従前から普天間飛行場代替施設の移設問題の成否にかかわらず、できることからリンクを外して、嘉手納飛行場より南の施設を返していただきたいということを言っていたわけですが、それが実現するかしないかといったことに現在注視しているということでございます。

○吉元義彦委員 4月に日本政府と米国政府で協議会を立ち上げて、話し合いが進められていくと新聞報道等でありました。この件については、県としてはどうなっているのかわかりませんか。

○又吉進知事公室長 現在、正式にそのような話はありません。情報も得ておりません。

○吉元義彦委員 今、宜野湾市長もかわりまして、宜野湾市における普天間飛行場の跡地利用も沖縄振興につながる大きなプロジェクトになっております。そういうことも含めて、先ほどあったようにパッケージから外されて、今後これが実現できるように知事公室長にも頑張ってください、決意を改めてお伺いしたいと思います。

○又吉進知事公室長 県としましては、2006年のロードマップで合意されました事項のほとんどにつきましては、これは県民の基地負担の軽減という観点から直ちに進めていただきたいことだと考えておりまして、今回の嘉手納飛行場より南の施設の返還につながる協議であれば、それはしっかりと見守っていきたいということでございます。しかしながら、普天間飛行場代替施設につきましては、現在、これは県民の考え方として県外移設を求めるということを知事も申しておりまして、それに向けて日米両政府に対して強く求めてまいりたいと考えております。

○桑江朝千夫副委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋大河委員。

○照屋大河委員 先ほどの枯れ葉剤の件、76ページから78ページの陳情平成23年第191号です。先ほど北谷町が調査を行って、県に報告があったという答弁がありましたが、県の処理方針には場所がなかなか特定できなくて、直ちに環境調査を実施することは困難だと書かれてはいるのですが、その北谷町が行った調査の場所とは、明確に実際そういう情報があった場所なのですか。

○又吉進知事公室長 北谷町の調査につきましては、これは町長の説明を受けたのですが、北谷町の判断として白比川、塩川の河口及び民間敷地内の井戸の3カ所で調査を実施した。結果としては、環境基準内で異常が認められていないということです。北谷町は北谷町の御判断で、ある種の蓋然性というのですか、そういったものを判断したものだと考えております。

○照屋大河委員 この調査の日にちはわかりますか。

○親川達男基地対策課長 北谷町がこの要請に来た段階では、まだ最終的な報告ではなくて、中間的な結果が出たのでということでございましたので、最終的な結果についてはまだ確認しておりません。北谷町と連絡し合って、どういった状況であったか確認したいと思います。日にちについてはまだ確認しておりません。

○照屋大河委員 報告があったのはいつですか。

○親川達男基地対策課長 3月7日です。

○照屋大河委員 枯れ葉剤問題に対する陳情が昨年12月に提出されて、陳情の処理方針ではこの問題、ハンビー飛行場跡等も含めて証言に出ている問題については、北谷町と県は連携をとりながら調査をしたい、情報収集をしたいという処理方針が出ているのです。今回については北谷町が独自でやったということで、県はそのかわりについて何か連携してやったとか、予算なども県から一緒に出したとかという実態はありますか。

○下地岳芳環境企画統括監 平成23年度に北谷町関係でいえば、キャンプ・フ

オスターの普天間川と石川原川でダイオキシンの調査をしております。速報値ではございますが、通常的环境と大差のないデータでございました。

○**照屋大河委員** 新聞報道があつて、退役軍人などの証言があつて、それ以降北谷町がこの間行ったということなので、昨年12月に陳情が出た時点では、連携をとりながら県も進めていきたいという処理方針を出しているの、先日北谷町長から報告があつた、その行ったという調査について県も一定のかかわりがあつたのかということ伺っています。

○**又吉進知事公室長** かかわりという意味では、それぞれで調査をやっております。ただ、そういった結果をお互い持ち寄って、事後検討していきましょうという意味では、去る3月7日に御報告を受けたということございまして、引き続きそういう情報交換を行いながらやっていこうということでございます。

○**照屋大河委員** 北谷町も最終の結果ではないと、今後も引き続き調査を進めていくという北谷町長からの報告があつたということで、北谷町長、地元自治体としては証言がさまざまに出てくる中で、町民の健康とか、不安を解消していこうということで調査しているわけです。ただ、北谷町も予算がありますし、先ほど言ったように場所の特定もなかなか難しい。しかし少しずつ、1つずつやっていこうという姿勢で北谷町長が県に要請に来たときに、さらに県も一緒にやってほしいこととして予算の面も含めて、情報収集の面も含めて、県に対するそういう期待があつたと思うのです。その点については今後どうされるのか。北谷町も特定されないままの状態であっても、一つ一つやっていこうという一先ほど報告があつたのは3カ所でしたか、そう言ったのだと思うのです。そういう意味では、今後可能性があるところをやっていきたいのだが、なかなか北谷町の予算、その情報収集能力も含めて今後一緒にやっていきたいという方針だと思うのですが、その点についての県の見解はどうお持ちですか。

○**又吉進知事公室長** 北谷町長とは直接お話をしました。県はこの問題が終わったと、一定の決着がついたとは考えておりません。例えば、政府は今のところ証拠はないというのか、事実はないと言っておりますが、引き続きしっかり調べてくれと我々は申し上げております。また、北谷町長との話の中では予算がどうだということよりも、しっかりお互いのできる調査をきちんとやって、やはり住民に不安を与えないように一県と北谷町が連携してという意味はそう

いう意味なのですが、それぞれやるべきことをやりながら情報をしっかりと交換していきましょと。とりわけ今、その情報がないことが最大のネックになっておまして、少しでも場所が特定できるようなことがあれば、それは県も積極的にその場所の調査をやっていきたいと思っております。

○照屋大河委員 随分昔のことで唐突にというか、つい先日そういう証言があって、この問題が提起されたわけです。そういう意味では、国もその資料がないために信憑性にも問題があってという姿勢ではあるのです。今、県がやろうとしている情報収集とは、例えば国に求めていくということ、国の責任でやるべきだという知事公室長の答弁も繰り返しありましたが、国にそういった情報はないのかということやっていくのか。それとも先ほど新垣委員からもあったように、退役軍人の人たちにしっかりと証言を求めていく行動、アクションをとるのかという点では、どういうスタンスですか。

○又吉進知事公室長 マスメディアにそれぞれの方々のお声と名前が出ているわけですが、今のところ県としましては、具体的にこの方々とアクセスする手段がない状況でございます。したがって、そのあたりも含めて政府に求めるとともに、もしそういうものがわかるようでしたら、しっかりとその証言を聞いてみたいと思いますし、いずれにしましても、この問題はまだ住民が不安を持っておりますので、県としてできる手段はとっていきたいと思っております。

○照屋大河委員 そういう形でアクセスできるネットワークも県内の環境団体を含めてあるようですので、ぜひ知事公室長にお知らせしますので、そういう形で前向きな証言を求めていくような、県の主体的な取り組みができるよう対応をお願いしたいのですが。

○又吉進知事公室長 県としましても、事実確認に努めてまいりたいと思っております。

○照屋大河委員 先ほど北谷町の件で、少しでも町民の不安を解消していこうという形で調査を行ったはずだと申し上げました。今、県がお持ちの、この辺にあったのではないかという情報とはどういったたぐいのもので、幾つぐらいありますか。

○又吉進知事公室長 まさしくその情報がないわけでございまして、新聞報道の限りでドラム缶名とか、そこに川が流れていたとか、県もそういう程度の情報しか持ち合わせていないわけです。したがって、もしそういう情報をお持ちの方があれば、当然しっかりとお聞きしたいと思います。そういう意味でも情報収集にきちんと努めていきたいということでございます。

○照屋大河委員 私は、言われている場所はそう多くはないと認識しているのです。例えば北谷町がよく言われます。もう一方、東村高江のモータープールもよく情報として耳にするわけです。そんなに多くはないと思うのですが、県がそういったところを、今ある情報を確認して、精査して、調査することもできないのですか。

○又吉進知事公室長 今のところ、その場所を特定できる情報がないと、判断に至らないということが当方の認識でございますが、そのあたりは十分精査していきたいと思っております。

○照屋大河委員 そんなにたくさん、沖縄県内あちこちから情報が出ているわけではないと思います。特定された地域、やはり関係者の証言から地域もかなり特定されているような状態だと感じていますので、しっかり一つ一つの情報を精査して、可能な限り不安を払拭していく。この問題に関する周辺住民あるいは県民に対しても、そういう不安を解消できるような取り組みをしていただきたいなとお願い申し上げます。

それからもう一点、基地周辺の河川の調査を行っている。これが平成15年度からだったのでしょうか、そして先ほどは平成23年度にも何か同様の調査をしたという答弁があったのですが、これを具体的にお願いできませんか。

○下地岳芳環境企画統括監 県としましては、まず基地内の環境調査、それから基地周辺の環境調査という基地に絡んだ水質関連、あるいは底質も含めてですが、調査があります。当然、環境省からの委託事業という部分もありますし、県の単独事業もあります。それを組み合わせてやっていますが、私どもとしては、平成12年にできたダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、平成15年度から基地周辺のダイオキシンによる環境汚染がないかどうかという把握調査を実施しております。ちなみに平成15年度が6カ所一キャンプ・マクトリアス、キャンプ・フォスター2カ所、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、嘉手納飛行場で、毎年計画的に実施しております。ちなみに先ほど申し上げた

平成23年度についても、新聞情報一過去にも北部訓練場で枯れ葉剤の云々という話もございましたので、その辺野古川と嘉手納飛行場近くの比謝川、先ほど申し上げましたキャンプ・フォスターの普天間川と石川原川でやっているということでございます。

○照屋大河委員 川、水質の検査が主な印象として受けました。先ほど水質と底質と言われていたのですが、この底質とはどういったものですか。

○下地岳芳環境企画統括監 ダイオキシンの調査項目ですが、まず1つ目に大気がございます。大気とは、例えばごみ焼却施設あたりで環境に影響がないかという調査です。それから水質の中では河川と海域、それから地下水がございます。その河川の中でも水の部分と底にたまっている汚泥の部分がございます。ですから、河川については水と底質という調査でございます。

○照屋大河委員 私が聞いたところによると、ダイオキシンは水に溶けてしまうと。すぐ近い時期にごみ焼却の問題であれば、大気とか水質などの調査が有効かもしれませんが、この枯れ葉剤の問題は、枯れ葉剤もいろいろな種類があって、枯れ葉剤の中でもダイオキシンが含まれる枯れ葉剤が大変な問題になっていると。しかし、これは時間もたっていますし、水質などには当然出てこないだろうと言われていたらしいのです。そういった過去のものについては、土地、土の中が一枯れ葉剤もずいぶん昔の話ですので、そういう意味ではその水質調査は、現在進行中の環境管理という意味では有効かもしれませんが、言われるような枯れ葉剤の持ち込みに対するダイオキシンの調査は、土などを採取しての調査が有効だという専門家の意見もあるのですが、その点はいかがですか。

○下地岳芳環境企画統括監 ダイオキシンの分解性というのでしょうか、半減期というものがあまして、まず半減期が一番短いのが大気中です。これは環境省が発行しているパンフレットからの引用ですが、1時間から大体10日以内では半減します。おっしゃっている水ですが、意外と長くて1時間から50年以上とかなりのスパンがあり、条件によって違うかと思えます。それから土壌ですが、表面土壌が10分程度から102年とございます。それもその土壌の場所によって半減期は違うであろうということで、条件によっては長いこと残留するということです。我々が調査している底質とか水も、それを把握する意味では有効かと理解しています。

○照屋大河委員 全く機能していないとは言いませんが、この環境に対する県民の視点、勉強されているさまざまな団体もありますし、そういう意味では、環境汚染を調べる問題についてはさまざまな形で意見を持ち寄ったほうが、またはそういう形をとるべきだという、調査のあり方自体にそういう指摘をする状態のようですから、国の基準をしっかりと守っていただいて、今あるようなところも調査してほしいのです。やはり意見も多く取り上げた上で安心、信頼を与えることも大事だと思うのです。その点についてはいかがですか。

○下地岳芳環境企画統括監 委員のおっしゃるように、県民の不安を払拭することが一番大事なことでございます。当然、我々は一般的に、沖縄の基地周辺の環境におけるダイオキシンによる汚染がないかどうかという通常の監視というのでしょうか、把握はずっとやってきております。これから具体的にこの場所だったというのであれば、当然その場所にターゲットを絞って、それはまたそれなりの調査をしていくという所存でございます。

○照屋大河委員 続いて、2000年に北谷町で見つかったドラム缶の調査について伺うのですが、皆さんにはこの問題について、特に市民団体から専門機関に依頼をし、そしてその報告書が意見書という形で皆さんにも渡っていると思うのですが、それについては目を通されていますか。

○下地岳芳環境企画統括監 原課に確認しましたら、確かに新聞情報でそういうお話は聞いていますが、実際にまだ報告書はいただけていないということです。

○照屋大河委員 先ほども申し上げました環境問題に対する調査方法はどんどん進歩していて、実は、去る2002年のドラム缶の調査、県の調査について非常に問題があるとその意見書に示されていますので、また私のほうで手配したいと思います。意見書も読んでいただいた上で、今後の環境問題に対する県の調査についての方向性も示されていますので、あるいは提起もされていますので、ぜひ、それも読んでいただいた上でこの問題、またさらなる取り組みをしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

最後に知事公室長。枯れ葉剤も含めてこの調査に対して、国は今、資料などが見当たらないと、証言にも信憑性がないということもあって、国の姿勢を今どう……。この調査に対する予算も含めて、やはり基地が集中する沖縄の問題、あるいは運用上の問題ということで隠されることが多い。先ほどの立ち入りの

問題も含めてありましたが、今ある証言に対する確認、調査の費用なども含めてしっかり国に求めていくことはやるべきではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○又吉進知事公室長 先ほど申し上げましたように、県は政府から一定の説明を受けているわけですが、それをもって了とはしておりません。やはり住民の不安にきちんと答えるように、引き続き回答いただきたいと申し上げております。いずれにしてもこの問題につきましても、より具体的な情報について、例えば米国退役軍人省の判断いかんとか、そういうことをこちらから政府に対して照会してございます。したがって、これは引き続き政府に対してより詳細な調査結果を提出するよう求めてまいりたいと考えております。

○桑江朝千夫副委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 陳情平成20年第89号、陳情平成21年第82号、陳情平成21年第195号その他関連する陳情を一括して質疑します。

新聞報道によりますと、知事公室長が3月22日まで訪米して、米國務省の日本部長とか、北東アジア部長といろいろお話をしてきたという報道がありますが、その辺についてのお話と、基地問題をめぐる米政府の対応などについてお聞きしたいと思います。

○又吉進知事公室長 私は、3月9日から3月19日の日程で米国ワシントンとニューヨークに行ってきました。基本的な用務は、来年度から実施します安全保障研究に関する情報をやりとりする相手をしっかりリクルートするというのですか、そういった行動をしてきたわけですが、その中で米政府—米國務省の日本部長、米国防総省のジョンストン東アジア担当部長、さらにジム・ウェブ米国議会下院議員といった方々と面談いたしました。その中で県としましては、やはり最近の一つの事象であります日米協議開始の内容につきまして、現在どうなっているのかと。あるいは県としましては、嘉手納飛行場より南の返還というものは大変重要な問題であり、県の要望を踏まえて交渉を行ってほしいと申し上げたわけでございます。この中で、当然ながら知事の普天間飛行場の県外移設を求める立場は変わらないことを申し上げましたし、これにつきましては、米政府筋からは現在の日米の方針は変わらないといった説明を受けたところでございます。大まかに言いますと以上でございます。

○前田政明委員 これは以前もありましたが、米政府関係者を含めて、知事はノーと言ってない。イエスかノーかと言えば、ノーと言ってないという点で非常にあいまいといいますか、相手に希望を抱かせていることになると思うのですが、その説明はどういう形で、わかりにくいところを説明されたのでしょうか。

○又吉進知事公室長 イエス、ノーというやりとりはなかったのですが、こちらで申し上げているとおり、普天間飛行場の辺野古移設のプランは事実上不可能であると。これは知事の公約であり、県の考えであることを強く申し上げてまいりました。

○前田政明委員 大臣が相次いで来県していますが、私に理解できないのは一密会と言ったらおかしいのですが、非公開で食事しながら2時間、1時間半ぐらいお話をして、翌日セレモニー的に公式会談をやっているのですが、その場で辺野古は不可能だと、そういう形で県民はとてもではないけれども受け入れられる状況ではないと言った場合に、押しつけてくる相手とお食事しながら話をすることがずっと続いているものですから、どう言うのでしょうか、知事公室長も同席されています。これは今後もマスコミその他はなくて、いわゆる知事と大臣とか、非公式な食事会は今後も続くのですか。

○又吉進知事公室長 続くのかと言われてなかなか答えにくいところではございますが、いわゆる非公式の、マスコミに対してクローズな会談は必要だと思っております。

○前田政明委員 それはあるとしても、基地を押しつける大臣でしょう。日米合意そのものをやろうとしている外務大臣でしょう。それから、唯一辺野古しかないと言っている総理大臣でしょう。そういう面では、県民としては本当に1時間、2時間、公式の場で、知事がしっかりとそういう基地を押しつけようとするそれぞれの防衛大臣、外務大臣、ましてや総責任者である首相に時間をかけて、知事がまだ納得いかないという形を含めての県民が納得いくような話をしっかりやっていくことが、県民に対しても信頼ある立場に立つのではないかと思います。どうもこの間肝心な沖縄県民に対して、基地は辺野古だ、そこ以外ないのだと公言している担当閣僚と会っている中で、やはり不信感という、知事は一体何を考えているのかというような疑念が出てきてしょうがないのです。非公式の会談が皆さん必要だとしても、余りにも防衛大臣、外務大

臣、首相と肝心かなめなところが続いているだけに、私だけではなくて多くの県民から、知事は一体何を話したのかと、沖縄振興一括交付金をもらったから少し態度がおかしくなっているのではないかとよく聞かれてしまって、その辺が危惧されるのです。そういう面で、知事の態度が非常に緩やかになったとか、そういう形で誤解されてはいけないと思いますが、知事は最後に一言だけ辺野古は不可能だと言ったと、見解の相違だと終わっていますが、この辺の大事な問題については、私はもっと公明正大に、しっかりと県民が見える場所でお話ししていただきたいと思いますが、知事ではないのでいろいろ限界があると思いますが、そういう懸念について心配しているのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 まず、政策に対する立場はどうあれ一国の総理・閣僚と一県の知事が会談する、あるいは意見交換するということは、これは有意義なことであろうということが一つございます。また、それが非公開の場で行われるということも、やはりお互い途中経過といったものを交換し合うという意味でも、これは意味があることだと考えております。しかしながら、内容につきましては、実際に公開の場で知事は県外移設を求めると明言しているわけでございます。それを逸脱するような発言は、私の知る限りではないということでございます。いずれにしましても、このような形かどうかは別といたしまして、政府首脳と知事のこういった意見交換につきましては、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○前田政明委員 3月14日付で一予算特別委員会でやったと思うのですが、辺野古移設、米政府に伝達という見出しで記事が載っています。これは記事ですが、県知事の埋立許可が取得されるなどの見通しを米側に伝えていたことが13日わかった、複数の米政府筋が明らかにした、国が提出した移設計画に伴う環境影響評価書について、仲井眞弘多知事は環境保全は不可能との知事意見を示しているが、移設を前提とした日米両政府の協議は論議を呼びそうだ。こういう記事が出ていますが、知事は予算特別委員会で中途半端なことを言っていました。これそのものについては、皆さんこれは事実と違うとか、何か抗議したりしたのですか。

○又吉進知事公室長 報道の根拠がよくわからないということでございますので、特に抗議はしておりません。ただ、この記事の内容につきましては、県としては信憑性に乏しいと思っております。

○前田政明委員 ぜひ、このところはしっかりしてほしい。

それから、これも新聞報道で、外務大臣が来県されているいろいろお話をしておりますが、結果が出れば評価できるという報道があるのですが、政府が基地問題をしっかり取り組んでいることに対し、結果が出れば総合評価は高まると思うと。これは知事公室長も同席していたのですか。これは大体どういう意味でしょうか。

○又吉進知事公室長 今、委員がおっしゃられた知事の発言は、ぶら下がり記者に対して発せられた言葉でございます。したがって、発言の機微については私も少しはかりかねるところはありますが、要するに、政府はさまざまな基地負担軽減に取り組んでいると。また、そういったものが、例えば嘉手納飛行場より南の施設の返還でありますとか、そういった成果は、それなりに県民に評価されるものであろうという見解を述べたものだと考えております。

○前田政明委員 私は本会議でしたか、知事公室長に言いましたが、日米共同発表の中身は、普天間飛行場代替施設の移設とグアム島への8000人がセットになっていたと。それが切り離されたということですが、實際上、それは県民運動の大きい成果の面もあると思います。しかし、嘉手納以南の返還については前提が統合、すなわち県内移設が前提ということでしょうと言ったら、知事公室長はごまかして別の答弁をしておりましたが、これは知事と知事公室長は外務大臣とお会いして、外務大臣はこのことに対してどのような認識で、嘉手納以南についてはこうだということ、どのように日米共同発表の趣旨を説明されていたのですか。

○又吉進知事公室長 私が聞いた範囲では、現在、2006年のロードマップの見直しに係る沖縄における海兵隊を含めた兵力構成の検討を行っているということでございます、それを踏まえて基地の返還等につきましては十分検討されるということでございます、それ以上の情報はございませんでした。

○前田政明委員 新聞によると、嘉手納より南の5施設の先行返還については可能な限り早期に思っているが、まず海兵隊の移転がなされて、施設区域の統合があるという意味では、複雑なプロセスが間に入ると説明していますが、これは大体どういうことですか。

○又吉進知事公室長 その言葉そのものを私どもは直接聞いておりませんので

判じかねますが、いずれにしましても、嘉手納飛行場より南の施設の返還について議論をしていると。しかしながら、さまざまな日米間の協議すべき、調整すべき問題があって、現在、そのあたりを調整中であるというお話でございました。

○前田政明委員　ですから、訪米されて、先ほどの件で嘉手納以南のことも聞いております。結局、今ある海兵隊の基地を他に移転して、沖縄県内で統合すると。それが前提だということになっているわけです。すなわち、県内移設を前提としているものには変わりはないですね。

○又吉進知事公室長　2006年のロードマップの中では、返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは沖縄の中に移設される、これらの移設は、対象施設の返還前に実施されるということでございまして、この沖縄に残る部隊というものがまだはっきりしていないという理解でございまして。

○前田政明委員　やはりこれはしっかりと、県民の立場で言えば県内移設はやめるべきだと。仮に嘉手納以南の5つの施設を返す場合でも、これは条件なしで返さなければ、那覇港湾施設—那覇軍港のように34年たっても返ってこない。そういう面では、普天間飛行場は撤去します、ただし、県内移設が前提ですという、いわゆる橋本・モンデール会談を含めて、普天間飛行場は無条件で返ってくるだろうと思ったのがずるずるこうなって、結果的には沖縄にさらに統合すると。統合するということは、古くなった基地を我々の税金を使って新しい基地にして、あと数十年使えるようにするという前提がSACO合意、ロードマップ含めて出ているのです。それに対して我々県民は、米軍基地のない沖縄をとということになっていて、まただましの手口だと私は思うのです。普天間飛行場は返ってくると宣伝して、県内移設だと。今度また、県民運動が高まって辺野古移設は難しいとなったら、米国の都合でこのままではグアム関連予算がつかないと。そういう面では、米国が日本政府のお金でグアム島の基地をつくり直す理屈として今度の日米発表があったと。これは、米国の戦略的都合でやられたということはそれぞれ議論、認められているところだと思うのです。結局、これで何年後に返ってくるのですか。訪米してどうでしたか。嘉手納以南の基地についてお話をきて、よい結果が出れば評価できると思うが、30年余りたっても那覇軍港などは結果も見てないで、普天間飛行場なども15年、16年たっても結果を見ないという段階で、今のこの局面で県民に非常に期待をさ

せて、中身は変わらないということになるのではないですかと聞いているのです。

○又吉進知事公室長 再協議といった発表がありましたときに、県から申し上げましたのは、県の要望を踏まえて交渉していただきたいということが一つ。それと、その結果を重大な関心を持って注視していきたいと申し上げていることについては、今、委員がおっしゃったことにつながるかもしれませんが、やはりきちんと結果を出していただきたいという観点では、これは県も同じであると思います。

○前田政明委員 今度の日米の見直しはほとんどの専門家も言っておりますように、米国の財政危機に基づいて、このままでは議会の了解が得られないと。そういう面では、グアム島の基地建設もできなくなるという意味で、少なくともパッケージを外そうという形になってきたと思うのです。それをまた開き直って、統合という形で県内移設という方向になっているということは重要な問題だと。それでさっき知事公室長にお渡ししましたが、週刊誌の中で、米国のアジア回帰は本物なのかということで、カート・キャンベル氏やジム・ウェブ氏を含めて、沖縄にある海兵隊の普天間基地の移設に関して、日本側との調整が行き詰まっていると。変化をもたらす唯一の方法があるとすれば、前進させるための具体的な提案があるかどうかだと。私は、那覇空港の滑走路を共同使用できる施設に拡張することを提案すると。そういうことで、那覇空港の沖合展開をしてもらって、そこを米軍、海兵隊が共同使用できるようにすると。実現すれば日本は商業的に助かり、米国にとっては兵力動員の代替手段として、これは既にドイツで実績があると。グアム島ではもう何年も前に実現しており、一つの方法、滑走路を軍事利用云々という形で、那覇空港をもっと活用することが、今、米国が求めている沖縄の基地機能を非常に強化させるのだという議論まで出ていますが、これについてどう思いますか。

○又吉進知事公室長 これは週刊誌の記事でございますので、論評は避けたいと思いますが、あえて那覇空港が絡むという問題につきましては、これは当然ながら県民の理解を得ることのできない考え方だと思います。

○前田政明委員 この件に関しては、私は本会議でもやっておりますが、皆さんは稲嶺県政と違って那覇空港の民間専用化を求めないと。だから、軍民共用だと。そういう面では、米軍が使うことも可であるという答弁をこれまでやっ

てきていますよね。

○又吉進知事公室長 この答弁は企画部の所管でございますので、正確なところは私も理解しておりませんが、現状の那覇空港の運用の形を踏まえた、滑走路拡張後の運用だと理解しております。

○前田政明委員 日米合意や2006年のロードマップを含めて、民間港の活用、民間空港の活用に努めるということが日米合意の中身ですよ。ちゃんと文章に書かれていますよね。

○又吉進知事公室長 そのような記述が2006年のロードマップの中にあっただと思います。

○前田政明委員 そういう、いろいろな形での米国の言いたい放題。戦後67年にもなるのに、ましてやそういう中で新たな基地をつくろうとする。それに対して日本の政府としては、とんでもないという形でしっかりと訴えるべきではないのかと。それに対して民主党政権は、残念ながら旧政権以上に米国の言いなりになり過ぎていると思います。

再度戻りますが、2006年のロードマップでもさっき言ったような形になっていて、結果的には、今の流れでいくと日米共同発表そのものも、要するに、無条件で嘉手納以南の基地は撤去すべきだと日本共産党は主張しておりますが、今の状況の中では、先ほど言ったように嘉手納以南は今ある基地を統合して新たにつくるという点について、皆さんは評価しているのですよね。

○又吉進知事公室長 必要な兵力、兵力削減という考え方が出ておりますので、その兵力削減でその後の残った機能につきまして、できるだけ県民の負担を減らした上で、嘉手納飛行場より南の施設を返していただくと理解しております。

○前田政明委員 そういう中で、嘉手納飛行場も訓練が激化している。普天間飛行場も激化している中で、在沖海兵隊の定員は見直されてますね。これは減っているのですか。

○又吉進知事公室長 いろいろな数字がマスコミで出ておりますが、実際に見直されたのか、どの数字が確たるものなのか、今のところ承知してございません。

○前田政明委員 これは国会でも赤嶺衆議院議員が質問して、玄葉外務大臣も云々と言っておりましたが、2万1000人ですか。今、皆さんが聞いている範囲で、いろいろな報道で出ている米海兵隊の現在の定数は、公式に幾らとなっていますか。

○又吉進知事公室長 これまでロードマップが公表された時点におきまして、2006年のロードマップには8000人の海兵隊要員の移転と書かれているわけでございます。その説明といたしまして、定員1万8000人から8000人を引いて、1万人が残るという説明であったと考えております。

○前田政明委員 そのやり方の中で、減らすと言った定数がそうではないと。これも新聞記事によると、沖縄北方特別委員会で、玄葉外務大臣が在沖海兵隊の定員数について、米側から2011年の段階で2万1000人という説明を受けたことを明らかにしたと。日本政府は現在、在日米軍再編の見直し協議を行っているが、これまで説明してきた定員数1万8000人より定員数が増加したことによって、2006年のロードマップどおりに8000人が県外に移転したとしても、1万3000人が沖縄に残留することが赤嶺政賢衆議院議員、それから照屋寛徳衆議院議員の質問に答えたことでわかったとあります。これは県民に対して負担軽減とか、兵力削減とか言ってきたことと全く違うのではないですか。

○又吉進知事公室長 これに関しましては、先般、玄葉外務大臣は沖縄に1万人が残るという発言をしているわけございまして、したがって、1万8000人と2万1000人の差の経緯につきましては、現在、県としましても政府に確認を求めているところでございます。

○前田政明委員 確認を求めるだけではなくて、これは許されないと、約束が違うのではないかと。仮に百歩譲って、皆さんロードマップ、県内移設と言っていることは、結局だましの手口になるわけです。要するにキャンペーンをして、そういう面で県民は詳しくわからないので、そうなのかなと。實際上、前に定員増になっているにもかかわらず、そのままになっていると。これは沖縄に、すなわち言葉だけでも基地負担を軽減しようと、兵力を削減すると言ってきた政府の流れからすると、米国は日本政府の言っていることを全く相手にしていないということではないですか。これは主権国家としてずっと言ってきて、いわゆる1万人以下にしますと一司令部はそのまま残るという面では、全然今

までやってきたことと違う中身で、政府が沖縄県民やその他対外的に言ってきてことをいとも簡単に2万1000人とやられていることに対して、皆さんとしてもちゃんとした沖縄の米軍基地含めて資料を出していますが、その定数を見ても毎年発表しているわけで、こういうことに対してはしっかり抗議なり、知事が玄葉外務大臣に対して、事実と違うではないですか、県民に対して何と説明すればよいのですかという形で、一体どうなっているのかとただすべきだったのではないかと思うのですが、ここはどうですか。

○又吉進知事公室長 この2万1000人につきましては、現在、その内容については照会中ではありますが、玄葉大臣は、そういったことも含めて日米協議の中で詳しく議論していると。したがって、結論はまだ出ていない、2万1000人なのかどうかということもまだ確たるものはないわけでございます。いずれにしても、やはり県民の負担を減らすという観点から、2006年のロードマップで示された考えより後退することがあってはならないという観点で、今後とも政府に物を申し上げていきたいと思っております。

○前田政明委員 この2万1000人に対して、物を申したのですか。

○又吉進知事公室長 2万1000人につきましては、玄葉大臣に直接というよりも、外務省に対して問い合わせをしております。外務省からは2万1000人も含めて、現在日米間で協議しているという回答でございました。

○前田政明委員 2万1000人にふえるということは許されないことで、負担軽減、兵力削減とやってきたのでしょうか。それを県がただ問い合わせをして、大臣がそう言っているからといって済むことですか。要するに、ロードマップその他含めて、いろいろな議論の中で出てきたこの海兵隊の定員数が、簡単にこのようにしてふやされると。沖縄県もこれを知らないし、今知って、果たして今のような対応でよいのですか。これは絶対海兵隊の増強—普天間飛行場や嘉手納飛行場の基地被害は起こしてはならない、政府の閣僚などが来るたびに負担軽減、沖縄のためになりますと言っておきながら、実際には、我々から言うと海外殴り込み部隊の極めて危険な海兵隊の定数がふやされている。そうしたら、沖縄の基地はますます基地機能が強化されるのではないですか。これに対して、ただ問い合わせだけでは私は極めて遺憾ですが、どうですか。

○又吉進知事公室長 つまり、玄葉外務大臣の説明を解釈しますと、1万8000

人引く8000人が1万人で、1万8000人が2万1000人になっても1万人であるといった趣旨の説明でございます。しかし、なぜそこで1万8000人が2万1000人になったのかという事実確認は、県としてもしっかりやっている状況でございます。

○前田政明委員 繰り返しますが、ふえることに対しては抗議しないといけないでしょう。これは、1万人にするかどうかは日米両政府のいろいろな取引であって、實際上、県民に対する話とか中身では、これまではいわゆる1万8000人ですか—皆さんの資料では1万2000人から1万3000人ぐらいでしょう。国会でもそれはローテーションだからいろいろ違うのだと。だから実質的には1万8000人もいないのに、皆さんの資料でも1万2000人から1万3000人ではないですか。そういう状況でなぜ2万1000人と。1万人に減らしますとかの数字合わせではないでしょう。皆さんのこの資料でも実質1万2000人、1万3000人、軍属入れてこうだという数字は、お互いやりとりをずいぶんやってきたではないですか。その中で、2万1000人に対してそういう評価になると、結局は知事は米軍の存在は認めているのだと。大事な負担軽減に対しても抗議しない。そうすると、結局は埋め立ての見通しもやむを得ないと。今の極東情勢からしたら米軍の存在は必要だと。米国なりその他はこのようにして見るのではないかと思います。ロードマップ含めてやってきた約束事が全然違うのだから。非常に鈍感ではないですか、失礼ですけれども。それを是としているのですか。

○又吉進知事公室長 県としましては、2万1000人に至った内容につきましては、きちんと説明を求めているところでございます。

○前田政明委員 では、説明を求めるところか、これだけ明らかになったら、ぜひ違うではないかと。この間の日米合意、ロードマップ含めて違うではないかと。私たちはそれを信じていろいろ議論してきて、グアムの問題から司令部が移る問題とかやってきたのだが、司令部も移らない。

時間がないので次に行きます。陳情説明資料の12ページ、陳情平成20年第89号の環境影響評価の問題です。今の状況では、あした埋立部分の知事意見の提出日になっていると思いますが、基本的な対応について御説明をお願いします。

○金城淳土木整備統括監 今、決裁中でありまして、まだ正式には確定していない状況でございます。

○前田政明委員 基本的には、滑走路部分に関する環境影響評価審査会からの意見、知事意見が出ていましたが、そういう面では、後退するようなことはないですね。

○金城淳土木整備統括監 最終的な意見の形には至っておりませんが、環境影響評価書で示された環境保全措置等では、生活環境、自然環境の保全を図ることは難しいのではないかという考えに基づいております。

○前田政明委員 あすの知事意見で、やはり明確に辺野古の埋め立て含めて、ジュゴンも近海で泳いでいるということも出ていますし。私はしっかりとここに至ったら、あとは埋立申請です。そういう面では、仮定の問題ではないのです。やはり先ほど言った海兵隊の定員数も2万1000人になっていると。そして、大臣が来るたびに必要ということで外務大臣、防衛大臣、首相とそれぞれ密室でお話をしていると。そういう面で、周りが皆心配していて、これは一体どうなるのかと。仮定の問題ですからお答えできませんと言うが、これは時間稼ぎというのか、やはりそうなるかどうかと。ここまできたら、知事もしっかりと自分の立場を県民の立場でやるとしたら、埋立申請は不可能ですと、認めないという基本的な見解を明確にしないと、やはり米国などでは知事はノーと言っていないと、だからあくまでもそういう周りの環境は厳しいということからして、大変心配されるところです。

これまでの県民運動との連携含めて、平成20年7月18日の本会議で県議会決議をやった後の知事の見解一国外・県外は理想論だと。私の立場が現実的だという見解をわざわざ出しました。その後、環境影響評価の準備書の段階では、いわゆるもう少し沖合にやっていただければよいでしょうとなりました。今回は、そういう面では不可能だと。環境の回復は不可能だし、そういう面では不可能だという形で滑走路部分に対する意見も出ていましたが、その流れの中で、しっかりと県民とともに知事の認識といいますか、一緒に高まってきて中で、やはりしっかりとだめなものはだめということ、今、明確にすべき時期に来ているのではないかと思います。埋立申請が予想される中で、改めて県の対応を聞きます。

○又吉進知事公室長 仮に埋立申請が提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としましては、地元の理解の得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の県外移設を求める考えには変わりはありません。これを踏まえつつ、適切に対処してまいるということでご

ざいます。

○前田政明委員 知事はそれでよいのですが、知事は結局、私は反対ですとか、私はこうですとかいった表現は使わないですよ。いわゆる名護市長含めて地元が反対していると。そういう面で政治状況が変わって、県議会も野党がふえて、そういう意味で厳しい。辺野古であれば時間がかかりますよということを行っているのですよね。

○又吉進知事公室長 おおむねそのような発言をしております。

○前田政明委員 以前、私もあうんの呼吸と言いましたが、では、その知事が認められるような環境整備を国やその他がやりましょうかと。その場合に、今、知事の立場は行政的な手続でございますと。環境影響評価手続も行政的な手続でございますと。これは、行政の長としてノーとかその他は言えませんが、行政の長という実務的なことを言っていますよね。しかし、知事は政治家です。やはりしっかりと政治家として見た場合、そういう実務的な形のものだけではなくて、やはりこれは県民の民意として許されないという意味では、宜野湾市長選挙で沖縄防衛局長がいわゆる選挙介入したと。今、那覇地方検察庁に告訴されて、受け付けられています。今度、名護防衛事務所の職員が6名から40名です。そういう形で結果的に、住民投票のときに那覇防衛施設局の職員が何をしたら、海上に基地ができるとこのように上等になりますと住民を説得して回ったと。結局、日米両政府総がかりで、やはり困難と言われている知事選挙とか、難しいと言われている名護市長選挙とか、そういう形で沖縄防衛局も、防衛省の方針は辺野古移設案だということを職員はしっかりわかって、選挙で聞かれたらそう説明しなさいと。私たちが真部沖縄防衛局長と話したときに、それが職務だと言っていて、これは自衛隊法にも反すると指摘したら、何も答えられませんでした。そういう面で、知事はそういうことではなくて、沖縄県民の思いを含めて、銃剣とブルドーザーということをしてはいけないという意味で、しっかりと自分の言葉で、政治家として辺野古は断念すべきだと。知事は認可権者として、埋立申請を認可する見込みはありませんと明確にすることが、経済的にもいろいろな意味で説得活動で来るような、そういう行政経費といえますか、そのようにいろいろな形で周辺も迷惑するわけで、そのほうが非常に県民のためになると思うのですが、どうですか。

○又吉進知事公室長 これまで宜野湾市も含めまして、知事はそういった客観

情勢も踏まえて、辺野古は現在、事実上不可能と言っているわけでございます。今、委員がおっしゃいましたように、政治家としての言葉につきましては、私ども行政マンがなかなか一つ一つ解説しにくい部分もございますが、基本的に県としましては、現時点におきまして、普天間飛行場の辺野古移設につきましては事実上不可能、県外移設を求めるという形で作業しているところでございます。

○前田政明委員 原子力艦船の関係は、東京電力福島第一原子力発電所の事故があった以後、別の問題になっていると思いますので、陳情第21号に書いてある原子力潜水艦の寄港に対する住民の危機意識は大事だと思いますし、ヨウ素剤配布の問題とか、原子力艦船の原子力が爆発した場合にどうなるかということの本会議でも質問してきましたが一時間の関係で終わりますが、今、本当に沖縄県民が、日米両政府の基地押しつけと真正面から対決しなければいけない大事な歴史的局面だと思います。そういう意味で、本当に知事が県民の願いにこたえて、私があればこれ考えている懸念を払拭して、やはり県民とともに米軍基地のない沖縄をつくるという意味で、勇気ある県民の願いにこたえる立場でしっかりと辺野古の基地はだめだと。それから、普天間飛行場はこのままでは大変だと。まず直ちに無条件で閉鎖して、運用をとめて、滑走路の修理だとか強化だとかではなくて、まずとめて返還すべきだということを本当に強く訴えていく必要があるのではないかと。ぜひ、県民の願いにこたえる立場で奮闘すべきだと。私ども日本共産党もそういう立場で、4・25県民大会と一致する内容で知事が頑張るならば、我々はともにそれを支えて、その立場を妨害するような勢力とは堂々と県民とともに頑張っていきたいと思いますので、ぜひ県民の願いにこたえるよう要望して、終わります。

○桑江朝千夫副委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 陳情説明資料の17ページの陳情平成20年第102号、41ページの陳情平成21年第169号、陳情平成21年第185号、陳情平成21年第187号、陳情平成21年第195号、82ページの陳情第18号等々に関連して質疑をいたします。

先ほども出ましたが、私も最近気になっていることがありまして、玄葉外務大臣のときもそうでありましたが、総理大臣も来られて、この辺野古問題に関してであろうと思われる中身で、公式会談を前に報道陣をシャットアウトした密談をやっておられて、それが県民に全然伝わらない。どういう中身の話をさ

れたのがわからない。翌日の公式会談では、ほとんど実質的中身のないやりとりをされていかれるという、県民の中で大きな不信感と不満が生まれているわけです。政治家が報道陣をシャットアウトする会談が一律に全部だめだとは思いません。ただ、こういう密談というか、県民に知らされないこういう会談をやるということは、県民に知られたくないということです。県民に知られてはまずいことがあるから、シャットアウトするわけです。先ほど、必要があるとおっしゃっていたので聞きますが、こういう会談が許される条件とは、どういうことだと思えますか。そういうことが許される場合とは、何があれば許されると考えていますか。

○又吉進知事公室長 何があればというよりも、それぞれ先方とこちらの立場があるわけですが、その考え方についてはどのような経緯、あるいはその内外からどのような異論が出ているとか、ある種そういったことまで理解するためには、そうやって公開できないような情報もあろうかと。そういった観点からしますと、やはり平場で、記者の見ている前で、すべて経過から背景等につきましてお話することは困難であると考えております。

○玉城義和委員 例えばこの話し合いが、大きく言えば国益に反するとか、県益に著しく反するとか、公表することがむしろ県民の利益にならないという場合には、例外的に許されると思うのです。ところがそうでない場合—今おっしゃるように経緯を話すとか、この日米発表がどういう経緯でそうなったのかということなどを指しているのですが、そういうことがまさに県民の知りたいことであって、どうしてこういう結果になったのかと。そして日本政府は何を考えているのかと。それを知事はどう受けとめたのかということがむしろ一番今日的な聞きたいことであって、そこをオフレコにする必要は全くないのではないですか。それをオフレコにする積極的な意味はどこにあるのですか。

○又吉進知事公室長 つまり、現在の県側の理解ですが、日米両政府で協議が続いていると。それぞれの立場で、このような情報を持って日米両政府はやりとりをしているといった形につきましても、当然公表されれば、協議そのものに影響を与えかねないという判断ができるわけでございまして、そういった場合につきましても、当然ながら記者をシャットアウトして、お話をすることが適当であろうという判断でございます。

○玉城義和委員 この一連の、外務大臣含めて野田総理大臣との会談は、今言ったように日米の交渉の経過について、それぞれ米国の言い分、日本政府の言い分を知事に報告したととらえてよいのですか。

○又吉進知事公室長 その内容につきましては、それほど重要な情報かどうか判じかねますが、なかなか平場でおっしゃられないようなことも含めてお話をされてきました。ただ、内容の詳細については差し控えたいと思います。

○玉城義和委員 先ほどの話にもありましたが、今、非常に重要な時期に差し加かかっていて、知事がどういう判断をされるのかということについては、県民は非常にかたずをのんで見守っているところがあるわけで、最大限そういう情報は公開して、県民共有の思いで進むべきときであろうと。むしろそのことが知事のバックアップにもなるし、いざという場合に県民こそっての力になるわけで、そこが切れてしまったら、むしろ日本政府の思うつぼといたしますか、そこに陥るのではないか。そういう戦術に乗るべきではないと、なるべく平場で言ってくださいというのが本当だと思うのです。こういう秘密会談のときに当然出てくるのは、力の強い者と弱い者が交渉するときどういう結果が出るかなのです。こういう秘密会談は、外交でもそうだと思いますが、必ず強い者に有利に働くのです。弱い者は秘密会談に持ち込まれると、非常に一古今東西そうですが、結果的には全部失敗していくのです。ここのところを考えないと、日本政府という非常にパワーの大きい者と沖縄県という相対的に小さい者が対峙するときには、努めて情報は開示するということができないと、こういうことを重ねていくと弱い者に非常に不利に働くのです。これは古今東西、どこでも出てくる話であって、そのところは細心の注意を払うべきだと思うのです。どういう御認識ですか。

○又吉進知事公室長 まず行政機関として、県民に対しての情報開示は適切にやってまいりたいということが基本でございます。しかしながら、例えばこの問題に限らず、行政内部での検討事項、あるいは外部機関との調整の内容につきましては、それをすべて開示することが適切かどうかということはそれぞれの判断でございまして、県としましても、これは一律に大臣との会談をクローズすべきだと考えているわけではなくて、先方からの要望でありますとか、そういうことをきちんと判断しております。そういうパワーゲームになっているのかどうかはわかりませんが、情報開示につきましては適切にやってまいりたいという考えでございます。

○玉城義和委員 次に進みますが、今、いみじくもおっしゃるように、こういう秘密会談の申し出は必ず強いほうから来るのです。沖縄県知事が秘密会談にしてくれという話をしたことはないでしょう。必ずこれは防衛大臣側であるとか、あるいは総理大臣側から、なるべく記者を入れないで秘密会談にしてくれと必ず向こう側から来るわけです。それはお決まりのコースであって、弱い者から言うことは普段ないのです。これは大体、強い者から言ってくる。そのほうが都合がよいからです。そここのところはよくよく考えていただいて、戦略的にこういうものに臨まないと、思うつぼにはまってしまうということです。これは右・左ということではなくて、交渉の仕方、臨み方、沖縄県の県益の実現の仕方にかかわってくる話ですから、しかとやらないとそういうことで済むような話にはならないと思いますので、ひとつ腹を据えてやっていただきたいと思います。

それから、米国の情報収集の件についてですが、優秀な方も嘱託員で入られたそうで、大変結構なことだと思います。情報収集して、米国の動きも的確にとらえていくことは重要でありますので、今度米国に行かれて、いろいろの方々にお会いされたということですが、基本的に県庁の中につくる新しい課との関係、米国の情報収集との関係でどう位置づけて、どういうルートでやっていくのか。その辺を説明してください。

○又吉進知事公室長 まず、情報収集と情報発信の両方の側面がございます。情報収集に関しましては、これまで県が得てきた情報としてはマスコミ、政府の発表、また、県には情報収集事業の委託先としまして、先方の議会の決議等をこちらに送っていただく委託事業がございますが、やはりこれのみで判断するにはなかなか一現在、県が抱えている基地問題は多岐にわたって重たいということもございますので、やはり海外の有識者とのネットワークで、そのいろいろな考え方を収集すると。情報はそういうことですが、それに対して米国議会、あるいは米国政府がどのように判断しているのか、どのような比率で判断しているのかといったことも含めて情報収集したいということでございます。これをもとに、私どもが米軍再編問題とか、あるいは普天間飛行場の問題とかを検討するに当たって、私どもが持っている基本的な日米両政府の動きが明確なものかどうかといったことも含めて、しっかり判断材料にしていきたいということでございます。また、このネットワークを通じて、知事の考え方を正確に先方にお伝えするという面もございます。

○玉城義和委員 私も去年米国に行ってみて、そういう感じが非常にしまして、

沖縄県知事も歴代、西銘知事から訪米を繰り返してきたわけですが、なかなか思うように成果が上がらないと。それは結局、単発になってしまって、それぞれ行ってきて会ってきましたという話は県議会でやっていますが、それが一つの流れとして、歴代知事を貫いて沖縄県の動きとしてつながっていかないと。これはひとえに情報収集ができていなかったからだと思うのです。そういう意味では、できればワシントンにそういう拠点を構えて、そこにいろいろな情報を収集できるようなシステムをつくったほうがよいと思いますが、ただ、これは金もかかるし、あるいはこれからうまくいくのだろうかという不安もおありだろうと思いますので、当面は新しくできる課と有機的に結んで、向こうにいるいろいろな先生方もいますので、日本通で沖縄のことがよくわかる方々と結んで情報交換しながら、将来的には拠点をつくるようなところに発展させていただければよいと思うのです。最初で余り拙速にやって、すぐ失敗するのも大変ですから、その辺は少し練ったほうがよいと思うのですが、その辺までの展望は持っていますでしょうか。

○又吉進知事公室長 御承知のように、先々週私は米国へ行きまして、その先生方に実際にお会いしまして、御協力をお願いしたと。その御協力もしていただけるといふ手ごたえが非常にありました。ですから、この方々との情報交流も、さらにリアルタイムでお話ができるようなシステムの構築を次年度の1・四半期ぐらいにはきちんと確立したいと思っております。年度途中の後半から情報交流が具体的に始まるわけですが、その際もやはりいろいろな論文とか、そういったものをきちっと共有して、それを県民にできるだけ公開していくという形で、日米関係における沖縄問題の位置づけとか、そういったことも一つ新しい視点が開けるようにもっていきたいと考えております。

○玉城義和委員 ケント・オカルダー氏のような米國務省、米国防省の内情にも通じた先生もいらっしゃいますので、そういう方々の協力を得て、ぜひ実のあるものにしていただきたい。それで、情報は収集して分析をしたら、それをどう使うかということだと思っております。この流れをやはりきちっと沖縄県の実際の動きに使えるように、収集して分析して、うまく配置しなくてはならないと思っております。そういう意味で少し集中的にずっといきますので、集中して力を入れていただきたいと思っておりますので、ぜひ県内からもたくさん米国に行った方々が一昔のゴールドゲートクラブとか、そういう金門クラブの方々もいらっしゃいますので、そういう方々も動員されて少し厚くしたほうがよいと思いますが、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 委員の御提言のとおりだと思います。最終的に県がこの情報収集をやる以上、学問研究で終わらせないということが我々の使命でございまして、それを県の基地政策にいかん反映させていくかという点では、県内各層の御意見もきちんと伺わなければならないと考えております。

○玉城義和委員 次に環境影響評価の問題ですが、あした知事意見を出すわけですが、この前の予算特別委員会で知事意見に関する埋立土砂の件が出ていましたが、どうなりましたか。前提として土砂は幾ら必要で、他からの購入部分は幾らですか。何割ぐらいが他からの購入になっているのですか。

○金城淳土木整備統括監 トータルで2100万立方メートル、そのうち200万立方メートルは辺野古ダムの近くから、あと200万立方メートルは敷地内からということで記載されております。残りの1700万立方メートルについては、調達先等は記載されておられません。

○玉城義和委員 1700万立方メートルは、10トントラックにすると何台分になりますか。そういう計算をしたことがありますか。

○金城淳土木整備統括監 今、資料を持っておりません。

○玉城義和委員 例えば、これを陸上で運ぶとすると、それは10年間かかって毎日何千台というトラックが行き交うような状況だと思います。海上にしても、それこそ物すごい混雑というか、トラブルが起こるような状況であって、これは前の埋め立ての問題のときも、私は同様の問題だろうと思って提起したのです。これ一つを見ても物すごい混乱が起こるし、陸上で運ぶとすると、それこそ交通含めて大トラブルになるだろうと。どこの港におろすのか、どこから持ってくるのかも含めて大変な問題だと思うのですが、あした出る知事意見では、その辺はどういう表現になっているのですか。

○金城淳土木整備統括監 現時点で具体的に示すことは困難、という表現になっております。

○玉城義和委員 それは環境影響評価書でしょう。知事意見はどうなっているのですか。

○金城淳土木整備統括監 まだ決裁をいただいておりますので、確定しておりません。

○玉城義和委員 では、概要でよいですから、知事意見として沖縄県が指摘している問題点は、ほかにどういうものがありますか。中身の詳しいことは要りませんから、项目的に挙げてみてください。

○金城淳土木整備統括監 先ほどの埋立土砂についての項目、護岸工事についての項目、それから海上ヤードについての項目等でございます。

○玉城義和委員 頭の中では考えられるのだけれども、実際にはこの土砂問題一つ見ても、環境に対する負荷は物すごい大変なことになるわけで、とてもではないが、現実的な問題としてできないであろうと。1700万立方メートルの土砂をどこから買って、どこから運んでくるのか。その辺は実際問題として考えると、不可能ということだと思っております。これは以前の稲嶺知事のときにも同じような問題があって、とてもできないということだったので。先ほどの指摘もありましたが、環境影響評価法あるいは県の条例の規定からいくと、知事意見との関連で埋立出願の話ですが、承認・不承認というところでは、当然、知事意見と深い関連性を持って決定しなければならないと書かれています。そういう意味では先ほどの答弁で、知事は県内移設は不可能だということから云々とありましたが、当然法律とか条例の規定も含めて考えると、埋め立てについては知事はほとんど120%承認できないとならざるを得ませんね。

○又吉進知事公室長 これまで埋め立てにつきましては、仮に提出された場合には云々と申し上げているわけですが、きょうのところはその答弁を踏襲させていただきたいと思っております。

○玉城義和委員 きょうのところとはどういう意味ですか。もう少し前進するのはいつですか。

○又吉進知事公室長 要するに、埋立承認願書が出ていない状況でございますので、その中では公約と関係法令にのっとり適切に対処してまいります、とお答えをさせていただきます。

○玉城義和委員 埋め立てのときに留意しなければならないということで、法

律も条例も規定があるわけです。当然、それにはとらわれるということによい
ですよね。

○又吉進知事公室長 関係法令にのっとり検討するというところでございます。

○玉城義和委員 次に進みます。陳情説明資料の82ページ、陳情第18号です。
名護市議会から山火事の件で陳情が出ております。キャンプ・シュワブの山火
事についての記の4で、現場確認の立ち入りを要求する場合には、即対応する
こととありますが、これについての県の対応方はどうなっていますでしょうか。

○又吉進知事公室長 本件に限らず、基地の中で環境に関する問題が起きると
いった情報があった場合は、県は県としまして直ちに立ち入りを求めていくわ
けです。しかしながら、そこは日米地位協定に基づいて先方は処理されるわけ
で、必ずしも一即立ち入りがあった場合もありましたが、場合によっては1週
間程度待たされるといったことがございます。したがって、こういった状
況を変えていくためには、県は11項目の中に入れておりますが、地方公共団体
の公務遂行上必要なあらゆる援助を与えるべきであるという考え方にのっと
って、日米地位協定の見直しを行うべきであるというのが県の考えでございます。

○玉城義和委員 合衆国の施設及び区域への立ち入り許可手続という平成8年
の日米合同委員会合意の中で例外規定があるのです。この例外規定のC項で、
基本的に妥当な考慮を払うということになっておりますが、丁寧に言えば、こ
れは例外規定として認めるということですよ。そういう意味で、必ずしも現
段階で日米地位協定の改定を待つまでもなく、この既存の手続にのっとり当
然できるというように考えてもよいのではないのでしょうか。

○又吉進知事公室長 まさにこの日米地位協定の運用改善でございますが、こ
れに基づいて、ある場合には県の環境所管課が立ち入りを求める、あるいは市
町村が求めることもあるわけですが、先ほど申し上げましたように、簡単に入
れていただける場合もあれば、拒まれることもあるということございまして、
これはもう、大もとの日米地位協定を変えていかなければならないというのが
県の考えでございます。

○玉城義和委員 それは当然ですが、例外規定を読んでみますと、国会議員、
日本国政府の職員、地方議会の議員または地方公共団体の職員が、公務遂行の

ため合衆国の施設及び区域への即時の出入りが必要であるとの理由により、公的な立ち入りの許可申請を短期間の事前通知により行う場合、在日合衆国軍隊は、立ち入りが軍の運用を妨げることなく、部隊防護を危うくすることなく、かつ合衆国の施設及び区域の運営を妨げることなく行われる限りにおいて、当該申請に対してすべての妥当な考慮を払うと。これでいくと既存の改定云々というまでもなく、こういう規定があるわけですから、この規定を最大限に使って外務省、米国含めて一主語は限定された人たちで、国会議員とか、地方公共団体職員とか、県議会議員とか、市議会議員とか。こういう規定があるわけだから、これぐらいのことはきちんとできるように、もっときちんと詰めておく必要があると思うのです。こういう規定があるのに、日米地位協定を改定しなければできないと言ったのでは、この日米地位協定自体が生きないのです。そこがいつも課題だと思うのです。あるものをもう少し詰めて、外務省とも詰めてやったらどうですか。

○又吉進知事公室長 今、そういう問題が発生するたびに立ち入り申請をしているわけですが、ここにある条件の何らかの判断によって先方は断ってくるわけですが、委員のおっしゃるように、ここに書かれたことを最大限に実行していただくといった働きかけをしっかりとやってまいりたいと思います。

○玉城義和委員 山火事の調査のために入ることが、軍の運用を妨げていることにはならないのです。当たり前のことだから。そういう条件をもっと詰めて、どういう場合にはだめで、どういう場合には入れるともっと細目を詰めていく必要があると思うのです。それを多少アバウトにするから、結局は何のために入れないのか、入れるのかという判断がわからないと。向こうの当事者の個人的な判断でこれは妨げる、妨げないとされたのではたまったものではないので、少なくともその基準ぐらいはつくるべきだと思うのです。そこをぜひやってくれませんか。政府含めて、日米地位協定第25条の日米合同委員会を通しながらでもよいですから、この手続をやったほうがよいと思うのです。しょっちゅうこういう陳情が出てくるわけでしょう、立ち入りの話が。

○又吉進知事公室長 やはりそういう実態は現実にございますので、直ちに立ち入れるような一司令官レベルの判断でありますとか、いずれにせよ直ちにやっていただくよう強く働きかけたいと思っております。

○玉城義和委員 話を詰めて、あいまいにしないでできるとき、できないとき

も含めて、きっちりと外務省含めて詰めてください。

○又吉進知事公室長 そのように取り組んでまいります。

○桑江朝千夫副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、正副委員長の交代)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情説明資料の23ページ、陳情平成21年第46号の米軍再編問題関係です。この再編問題で私がよくわからないのは、いわゆる沖縄の海兵隊は定員は1万8000名、それで8000名がグアム島へ移動すると。そして、海兵隊の家族9000名がグアム島へ移動すると。先ほどの2万1000名説も出ているものだから、そうすると沖縄にはキャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ、キャンプ・マクトリアスとか海兵隊の基地がたくさんあります。その収容する施設のキャパシティーは大体何名ぐらいですか。

○親川達男基地対策課長 県は海兵隊の実数について毎年米軍に照会しておりますが、四軍の軍種ごとの総数は把握しておりますが、キャンプ・キンザーですとか、施設ごとの人数については明らかにされておりません。

○吉田勝廣委員 これは明らかになっています。大体推測はできる—そこはよいとして、要するにキャンプ・ハンセンは大体8000名ぐらい収容できますかとか、今、実際には5000名しかいないのだけれども、約9000名収容する施設がありますよと、その施設の話をしているのです。大体何名ぐらいの海兵隊員を既設の施設で収容できますか。

○親川達男基地対策課長 そのような数字は把握しておりません。

○吉田勝廣委員 例えば1万8000名といったときに、1万8000名を収容する施設はどこかとか、今2万1000名だから、定員を3000名ふやしたわけです。そうすると、あれ、簡単に定員を3000名ふやすことができるのかと。だから、仮設

なのかと。または、いわゆる日本の自衛隊も定員はこれだけだけれども、実際はこれだけしかいませんということになるから、これから新しくつくる課は、そういうことも恐らく分析する範囲に入ると思います。もう一つは、海兵隊は大体、今の国防総省の発表からすると18万7000名ぐらいですか。減ったりふえたりするものだから、これがいつのものかがわからないが、これが実数なのか、定員なのか。海兵隊は大体18万7000名とか18万5000名とか、いつも国防総省は言うのだけれども、これは実数なのか、定員なのか。どうですか。

○又吉進知事公室長 いろいろ海兵隊の総数でありますとか、人数でありますとか、定員でありますとかいろいろ数字が出ております。委員がおっしゃった数字がいわゆる定員—これだけいなければならぬ数ということなのか、現実にそこに存在している数なのかということについては、県は情報を持っていない状況でございます。

○吉田勝廣委員 だから、玄葉外務大臣が沖縄の海兵隊の定員は2万1000名とか簡単に言うわけですよ。もう一つは、沖縄の海兵隊は第3海兵隊だから、第1海兵隊と第2海兵隊がありますよね。3つに分かれているわけだから。18万7000名を一例えば、沖縄の実数はというと、沖縄は2万1000名ですと。しかし、日本全体で考えると今、海兵隊は実際何名いますか。

○親川達男基地対策課長 在日海兵隊、平成22年9月末現在ですが、1万5678名となっております。

○吉田勝廣委員 沖縄の海兵隊の定員が2万1000名で、実際、在日海兵隊が大体1万6000名ぐらいとすると、そのギャップはどうなのだろうかと。仮にもう一度そう考えると、在日米軍、在日海兵隊は定員何名ですかと。大体実数では、沖縄には1万2000名ぐらいしかいないが、2万1000名から8000名を引くと1万3000名で、1万8000名から8000名引くと1万名だと。ほとんど戦力的には変わらないと。例えば、嘉手納以南の基地は返還されるが、この海兵隊の持つ抑止力—これは政府が言っているだけで、我々はそう言わないが、いわゆる海兵隊の力関係からすると、能力は落ちていないことになるから、基地は削減されたが、海兵隊の、政府の言う抑止力はそのまま維持されているのではないのかという感じにならないのかと思うのですが、どうですか。

○又吉進知事公室長 抑止力と人数の関係は、なかなかわかりにくいところで

はございまして、政府は、沖縄における抑止力を維持しつつ、沖縄県民の負担を軽減するために兵力構成の見直しを行うといった趣旨を言っております。いずれにしましても、そのあたりの数字がどう動くのかということにつきましては、現在交渉中ということでございまして、しっかりと県にも説明があつてしかるべきであると思います。

○吉田勝廣委員　ですから、数字のまやかしによって予算編成も違ってくる。例えば、グアム島に兵員8000名、家族9000名の住宅を基本的にはつくらないといけないわけです。最近、2006年のロードマップがちょっと違ってきて、今度はオーストラリアがどうなのかとか、今度はハワイがどうなのかとか、今後グアム島の戦力を移すことをやるわけです。そのたびごとに、また沖縄も翻弄されるわけです。海兵隊の数がどうのこうのと。だから、金武町にある実戦部隊の第31海兵遠征部隊—31MEUが最近また残ると言ってみたり、これはまた抑止力として大事なことから残そうと言ってみたり、だから実行というか、自由民主党・公明党政権がロードマップをつくって、そして今度民主党政権になって、沖縄の持つ戦略的価値というか、評価がもうちょっと高くなったのかどうかかわからないが、ちょっと変わった感じはしませんか。

○又吉進知事公室長　さまざまな情報、報道等で沖縄から兵員をどのように動かすかといったことが伝えられているわけですが、沖縄のいわゆる価値が下がったという情報も聞こえておりませんし、また上がったという情報も聞こえておりません。いろいろな考え方があろうかと思えます。

○吉田勝廣委員　オバマ米大統領の戦略は、東南アジアを重視しているわけだから、戦略的価値から見れば上がるだろうというのが常識だと思うのです。ソウルで核戦略の議論もやっているが、戦略上は、オバマ米大統領はやはり東アジアを重視するということで、予算は削減しませんというようなことをお話ししているので、そういうことからすると、例えば今のPAC3問題もあるでしょう。これをいわゆる配備しようとしているわけだから、ある意味では。そして南方重視—いわゆる旧ソ連とまだ冷戦構造のときには、北方重視で自衛隊が北海道にごまんというわけです。向こうを重視していたのです。だから、日本の国防戦略も南方重視という形で変わっているわけだから、それに伴って沖縄の軍事的位置というか、そういうことも政府は、今、いわゆる地政学上とかいろいろ言われても、政府の固定的な考え方はそのまま統一されていると思います。だから沖縄におけるPAC3配備であり、それから与那国島に自衛隊を配

備しようとしたり、海上保安庁を強化したり。そういう一連の流れの中で、オバマ米大統領の世界戦略と日本の国防、防衛が一致して、沖縄の基地の価値が恐らく高まっているのではないかというのが私の考え方です。恐らくそういう意味で、だからこそ海兵隊も31MEUを残そうとしている。これは海兵隊の最高の実戦部隊なのです。この部隊約2000名、最大の精鋭部隊だから。普通の後方支援部隊は兵隊の質を見てもわかる。これを残そうとしているわけだから、相当重視していると認識しているのです。私が間違っているのかもしれないが、新聞とかいろいろ読んでの考え方だから。そこを皆さんが新しい課をつくったり、何かしようとするときに、そういうものも分析してもらいたいと思うわけです。どうですか。

○又吉進知事公室長 今、委員のいろいろな分析を非常に興味深く聞きましたが、確かならぬ沖繩にこれだけの戦力が、あるいは兵力が必要なのかということが、これは県が基地を問題にする際にわからなかったこと、知り得なかったことをごさいます。なぜこの74%余りの米軍専用施設が必要なのかということに対して、御承知のとおり国から具体的な説明はないわけでごさいます。したがって、委員から御案内のあったことも含めてしっかり精査をして、なぜ沖繩にこれだけの兵力が必要なのですか、もっと減らすべきではないですかということは、しっかり政府に対して申し上げていくことをごさいます。

○吉田勝廣委員 例えば、在日海兵隊は実数で1万6000名しかいないと。これは統計的にですが、これも一つのまとめとして、今、玄葉外務大臣は在沖海兵隊の定員は2万1000名であるという言い方をしている。もう一つは、いわゆるロードマップ。政府が言っていた1万8000名が定員だとして、実際、沖繩に存在するのが1万2000名。そうすると6000名の違いがあり、また今の玄葉外務大臣の発言からすると9000名の違いがある。これをただ8000名という数字で引くと、一方では1万名残って、もう一方では1万3000名残ると。そうすると、実態としてはそんなに変わらないことになるということを1つ押さえておく。もう一つは、在日海兵隊は1万6000名しかいないのに、何で在沖海兵隊が2万1000名なのかと。だからもう少し研究しないといけないのは、在日海兵隊は定員何名ですかと。ここを押さえてやらないとわけがわからなくなる。そうすると、在日米軍は何名ですかと。これは現に陸・海・空軍いるわけだから、嘉手納飛行場は空軍が主体ですから。やはりこういうものも総合的に考えていかないと、今後の問題点というか、さまざまな課題に対して対処できないとい

うことが1つ。

2つ目は、さっきも言ったように国防総省の発表では、海兵隊は約18万5000名から18万7000名ぐらいであると。そうすると、これが第3海兵隊として、在日海兵隊として定員で何名配置されているのか。次にカリフォルニア州とかアメリカの東海岸、西海岸—第1海兵隊、第2海兵隊が18万名余のうち、第1海兵隊に何名、第2海兵隊については何名と分かれてくると、構造的に海兵隊のことがわかってくる。それを調べるためにはまた海兵隊の予算です。これはハワイとかでよく議論されていますが、ハワイにカネオヘ・ベイ海兵隊航空基地という海兵隊の主力基地があって、その予算説明の中で海兵隊で幾ら、家族何名ということで、学校もあるわけだから出てくるのです。そういう分析は非常に大事だろうと。向こうの定員とか、実数何名かということも2つ目として押さえておく必要があるだろうと。

3点目は、今度は将来にわたってCH46、CH53が装備の変更として一沖繩に第1海兵航空団がいるわけだから、その装備が玄葉外務大臣も言うように古いものになってしまった。それをずっと1990年代からMV22オスプレイにかえようとして研究段階に入っているわけですから、それに装備を変更すると。装備の変更だから、F15がF18に変わるとかいろいろ変わっていくでしょう。ぜひ、その想定を研究してもらいたいと。装備の変更に伴ういわゆる基地の機能強化というのか、あるいは単なる機種変更というのか、そのところも1つ押さえていく必要があるということです。

4点目は、例えば家族。私も家族を調べましたが、海兵隊の家族は、実際9000名はいないです。家族にも定員があるのか一家族に対しても財政的支出が伴うわけで、学校をつくったり、いろいろな教育環境をつくったりするわけだから。実際に家族は大体6000名から7000名の間しかないのに、どうして9000名の家族になってしまったのかと。この原因は何なのか、この辺がよくわからないところでは。

5点目に、普通交付税傾斜配分というものがあります、各市町村傾斜配分をもらってます。その傾斜配分は軍人プラス軍属だから、例えば金武町では軍人が何名いて、軍属が何名と大体想像がつくわけです。だから、親川基地対策課長が言うように、実際どこにどれだけいるのかわからないと言うが、この傾斜配分を見ればわかるわけです。プラス軍人数掛けるパーセンテージでやっているのです。そこは市町村課とかと相談すれば、すり合わせすればすぐわかることだから、そこもよく調べていただければと。だからもうちょっと……。又吉知事公室長、なぜ家族はいないのに9000名なのか。そのところを理解に苦しむわけ。これは定員と関係あるのかないのか。軍人はある程度定員という枠があ

るのでよいですが、家族もそうになってしまうのか。そこはどうでしょうか。

○又吉進知事公室長 確かにこれまで軍人が8000人、その家族9000人というように言われておりました。私どももそれは聞いておりましたが、今、委員御指摘のなぜ9000人になるのかといったことは説明を受けておりませんし、私どもも承知をしていないということです。

○吉田勝廣委員 基本的には、実際そういうことを水増しすることによって、宿舎が必要だと言っているのではないですか。自分の体験から、米国は転んでもただでは起きないよ、という言い方をよくしていたのだけれども、そういう水増し的なものはやはりこちらが実態の資料として分析しないと、兵力にしろ、そういう家族関係にしろ、いろいろちょっと違ってくると。家族はまだよしとして一家族は余り大きな問題にしなくてよいのだけれども、兵力の問題になってくると、これは重大な課題なのでそういう実態と定員とが合わない、そういう部分を実際どうするかということを、やはり分析する必要があると思います。

次、2006年のロードマップの変更というか、前の政権が2006年のロードマップをつくった、そのロードマップを今の民主党政権が変更しようとしているわけですよ。そういう認識はありますか。

○又吉進知事公室長 このロードマップの中で、嘉手納飛行場より南の施設の返還、普天間飛行場の辺野古移設、海兵隊のグアム移転と互いにリンクしていると言われていたものが、今回リンクが外れたという違いがあると。

○吉田勝廣委員 もう一つは海兵隊の移動する場所。これもちょっと変わっているのではないですか。8000名がすべて向こうにではなくて。

○又吉進知事公室長 そのグアム移転がリンクから外れたということですが、いろいろ報道等でその行き先でありますとか、あるいはオーストラリアに配備するという報道は承知しておりますが、まだ具体的にロードマップの計画がどう見直されたのかということについては、承知しておりません。

○吉田勝廣委員 私もいろいろ情報はもらうのだけれども、海兵隊の司令部の関係からいうと、頭はそういうところにいるのだろうという感じはします。明らかにロードマップにも変更が出てきたなど。ロードマップの一番の変更は—31MEUのいわゆる実戦部隊を沖縄にとどめておくべきだということ

も強調したいのだけれども、そういうロードマップの変更があるとすれば、どういう形でこれに対処していくのかと。要するに、8000名がただどこかへ行けばよいという議論で済みますのか。それがハワイ行ったり、オーストラリア行ったり、グアム島にも行ったりするわけだから。沖縄の基地がハワイ、グアム島、オーストラリアの真ん中にあるわけです。さっき、その辺を私は言ったわけです。そうすると、今度は何が生じてくるのかというと、有事の際一米国と議論すると、要するに施設は残しておこうと。施設は残しておいて、いつでも沖縄に来ることができる状況をつくるというか。だからよく言うように、6カ月交代ローテーションで回っていくわけだから、第7艦隊に海兵隊が乗る、そこでヘリも乗って洋上訓練したり、何か訓練したりと。彼らがまた行って、どこかの部隊がキャンプ・ハンセンなり、グアム島なり、カネオヘ・ベイ基地にまた戻って、新兵が来るとまた循環して訓練していると。そういう過程の中で移動するものだから、8000名がグアム島に移転としても戦力的価値というか、いつでもここに行き帰りするから、移転してもそんな簡単なものではないと言いたいわけです。戦力的価値は落ちないと。8000名が向こうに移動したから、沖縄の海兵隊が少なくなってよかったとは言えないのではないかというのが基本的な主張です。そういうところの実態論から見ると、とてもではないがそう簡単に喜べることでもなければ、逆に1万2000名態勢が四、五年続いているわけです。そのうちの3000名とか、5000名とかがいつも洋上待機して回っているわけです。そうすると、洋上待機を差し引けば、実際何名常駐していることになるのかというと、7000名から8000名しかないのではないかと。そういうこともやはりいろいろ考えながら、この沖縄における海兵隊の定員と実態を分析する必要があるのではないかとやっているわけです。

○又吉進知事公室長 委員のお話を今まで極めて興味深く聞いております。現実に海兵隊がここに拠点を持つ必要があるかという議論は米国で起こっているようで、一部の研究者はそのローテーションのみで海兵隊を動かすべきであると聞いております。私も承知しております。ただ、県としましては、現実に行われている海兵隊の存在、あるいは兵力そのものがやはり大きな基地負担の一つであるという認識に立って、それをとにかく減らしてくれと要望してきたわけでございまして、それに対する一つの答えが出ていると、ならばその答えをしっかりと履行してくれというのが県の立場でございます。

○吉田勝廣委員 それは大事なことですから、そういうことを含めながらいろいろと実態、定員を合わせながら研究する必要があるだろうと、そう思ってい

ます。沖縄の基地全体を考えると、海兵隊だけではなくて、海軍であれ、空軍であれ、そういう実態の分析が今後必要でしょう。

次に、MV22オスプレイの件です。陳情説明資料の86ページ、陳情第45号。MV22オスプレイは、大体いつごろ沖縄に配備する予定ですか。

○又吉進知事公室長 昨年、防衛省からもたらされた米国の計画等に基づけば、ことし後半と聞いております。

○吉田勝廣委員 ことしの後半で、大体何機ぐらい配備する予定ですか。

○又吉進知事公室長 海兵隊航空計画でありますとか、そういった情報から20数機という情報は出ているのですが、公式に県の照会に対しまして、政府はわかり次第説明すると回答しております。

○吉田勝廣委員 たしか、ことしの秋という、大体新聞も秋ごろと書いてあるのですが、MV22オスプレイの配備はわかり次第、政府は情報を説明すると。もうすぐ4月だから、基本的にはもうわかっているのではないですか。

○又吉進知事公室長 この件につきましては、去る土曜日に玄葉外務大臣に対して、直接知事が質問してございます。その席で玄葉外務大臣は、まだ米国から接受国通報がもたらされていないと。したがって、正式な配備決定の通知が政府にないので、という話をしておりました。ただ、県が把握している現在の数字は、去年6月に防衛省から米国にこういった情報があるというお知らせでいただいた数字でございます。そういったものを勘案しますと、ことしの後半に20数機という情報が入っておりますが、それは正式ではないということでございます。

○吉田勝廣委員 さっき、私は装備の変更と言いましたが、MV22オスプレイはヘリコプターの何にかわって配備されるのですか。

○又吉進知事公室長 そのお知らせ等によれば、CH46の代替であると聞いております。

○吉田勝廣委員 CH46は今、沖縄に何機ぐらい配備されていますか。

○親川達男基地対策課長 沖縄の米軍基地をまとめた際ですが、CH46は現在23機配備されていることになっております。

○吉田勝廣委員 23機は普天間飛行場にあるのですか、空軍も含めて沖縄全体でですか。いろいろ空軍のヘリコプターと海兵隊のヘリコプターと識別されるので、その辺はどうですか。

○親川達男基地対策課長 普天間飛行場所属機ということで連絡をもらっております。

○吉田勝廣委員 そうすると、装備の変更に伴うわけだから、大体23機を米国は配備する予定ですか。

○又吉進知事公室長 そのような発想が自然だと思いますが、まだ具体的な機数については、正式に伝えられていない状況でございます。

○吉田勝廣委員 このMV22オスプレイは、例えばヘリコプター航空母艦—ヘリ空母にも搭載される可能性、実際は搭載されているわけですが、これに関して情報はありますか。

○又吉進知事公室長 いわゆるワスプ級強襲揚陸艦エセックスでありますとか、それからエセックスにかわって、この夏からボノム・リシャールというものが配備されると聞いておりますが、そこで運用されると聞いております。

○吉田勝廣委員 なぜこれを聞くかということ、例えば洋上待機で、そういうヘリ空母とかが洋上待機する場合には、その演習場としてこれまでも航空母艦に搭載された大きいヘリコプターが飛んできたり、嘉手納飛行場で訓練したりすることがあったわけだから、単にCH46の代替機ではなくて、そういうまた航空母艦に搭載されているMV22オスプレイも、演習で沖縄に来ることは間違いないだろうと。これまで訓練しているわけだから。その辺の情報はありますか。

○又吉進知事公室長 具体的な情報はございません。しかしながら、昨年県に対してお知らせがあったときに、CH46の代替であれば、当然その影響をもたらす場所が普天間飛行場、北部訓練場等であろうということを想定しまして、県は政府に対して、その影響について質問を出しているわけでございます。

○吉田勝廣委員 それにプラスして、仮にCH46が23機だとすると、そういう洋上待機というか、ヘリ空母とかそういう艦載機も沖縄に訓練に来ます、プラスアルファとして。今まで訓練しているわけだから。そういう訓練をする可能性を問うたことはありますかと言っているわけです。

○又吉進知事公室長 県は29項目の質問を出しておりますが、その中でCH46と同様の運用になるのかどうかということは聞いております。

○吉田勝廣委員 ヘリ空母から来るのか、来ないのかという話です。

○又吉進知事公室長 現在のCH46は、いわゆる強襲揚陸艦で運用されていると承知しておりますので、同様のオートメーションが行われるだろうと。

○吉田勝廣委員 基本的にそういうことで理解したほうがよいと思います。沖縄の空は、結局MV22オスプレイでいっぱいになるという感覚があるわけです。それは現に金武町でも、キャンプ・ハンセンでも、北部訓練場でもやっているわけだから。我々も同じような訓練をすることを想定するわけです。そうすると、今度はヘリパッドの問題です。MV22オスプレイが使用するヘリパッドは、大体面積にして幾らぐらいか。その構造物はどうなっているか。

○又吉進知事公室長 その点はまだ、情報はつかんでございません。

○吉田勝廣委員 例えば、今のCH46のヘリパッドより大きくなるのか、小さくなるのか。あるいはそのヘリパッドは固定式か、移動式か。それはなぜかという、MV22オスプレイはロータリーエンジンを使って噴射するものだから、その辺の影響はどうなのかと。周囲に与える一例えば草木があるし、それはすごいことだと思います。この飛行機は大きいし、重さもあるし。CH46と全然重さが違うから、周囲に与える影響はすごいと思いますけれども。

○又吉進知事公室長 県は質問の29項目を公表しておりますが、この中で、例えば普天間飛行場の場合は常習経路を遵守するかどうか、下降気流のデータはどうなっているか、高温排気と周辺の影響はどうか、北部訓練場における下降気流と高温排気による自然環境への影響はどうかといったことを聞いているわけです。その課題の部分に、まだ回答がもらえていない状況です。

○吉田勝廣委員 基本的な回答もしないのによく配備ができますねと。安全性だけは政府はいろいろ言うのだけれども、皆さんの質問にも回答していないのに、よく秋ごろに配備できますねと、そこに疑問を持っています。今のヘリパッドの大きさ。それから離着陸することによって環境にどういう影響を与えるか。それからもう一つ、一番懸念するのは不時着です。例えば、今ヘリパッドは大体50幾つぐらいあるわけです。北部訓練場、キャンプ・ハンセンを含めて。そうすると今、CH46のヘリパッドの敷地面積は大体わかる。今度、MV22オスプレイが来ることによってどのくらい面積が必要で、そして、どういう訓練をするのかについてはまだわからないと言っているのだから、離着陸するとき周囲に与える環境への影響、また温度とか一山だから山火が発生するのか、しないのかとか。ヘリパッドでやればよいのだけれども、別のところでホバリングとか、回転するとき木とかいろいろあるわけですから、このときどうなるのかとか。その辺もまだ全然回答はないですか。

○又吉進知事公室長 これは一つの例でございますが、県が発した質問の中に、V22が排出する高温の排気ガスにより、アラバマ州で草地を燃やしたケースが報告されており、リフレクターのふぐあいや舗装されていない地面への着陸等における火災リスクが危惧されると。当該高温排気の周辺への影響について御説明いただきたいという質問を出しております。これに対して防衛省の回答は、V22は、排気ガスがエンジンナセル下部の直下に向かって流れる仕組みになっているが、エンジンナセル部の排気ディフレクターにより排気の方角を制御できるため、火災が発生する可能性は極めて低い旨、米側から説明を受けているといった回答は返ってきております。

○吉田勝廣委員 恐らく皆さんも持っているであろう資料の中には、運用上の追加的な軽減策というか、さっきの木が燃える話です。茂みや雑木林のような硬質植物がエンジンナセル下部直下となる状況を避け、航空機が不用意な着陸地点に待機する時間を制限することで、このまれな危険性をさらに軽減できると書いてあるわけです。だから、そういう山火事などが発生する可能性はあると。それを制限するために、またいろいろなことが考えられると言っているわけです。

もう一つ、非常に気になるのは不時着です。CH46の場合は、大体どこでも可能性が高い一着陸できるわけです。エンジントラブル、それから予防的不時着とよく言うのだけれども。20機以上だから台風だとか、いろいろ大雨が降ったりすると、そういう不時着のときにはどうなるのかと。これはどう考えられ

ていますか。

○又吉進知事公室長 直接、不時着の場合にはどうするかという質問はしていませんが、事故防止全般に聞いた上で、普天間飛行場のMV22配備において、特に考慮した安全管理の具体策といったものを聞いております。これについては、今後、環境レベルの結果等を踏まえて、仮に特有の安全管理策のある場合には説明するという程度で終わっておりまして、これに対しては県として納得していない状況でございます。

○吉田勝廣委員 ここがまた一番重要な部分です。いわゆる年間不時着率、パーセンテージが幾らかと。その不時着する場所—CH46の場合は、大体海岸線とか、いろいろなところで広場があればある程度可能だった。しかし、MV22オスプレイにそれが可能かどうかという、重いし、粉じんが発生するし、私は不可能ではないかと。粉じんを発生させるとどうなるかという、みずからのエンジンに粉じんが入ることになるわけです。ロータリーエンジンだから、そこに障害が起きる可能性がある。だから、そういうところを含めて我々は重大な関心を持って、このMV22オスプレイの配備について、またヘリパッドが東村高江につくられるとかいろいろあるので、山火事との関係とかあるので、ここはぜひ注視をしていただきたいと思います。と思っております。

○又吉進知事公室長 今、さまざまな疑問を委員から呈されたわけですが、県もしっかりこういう一つ一つの可能性については、しっかりと政府に説明を求めているところであります。いずれにしましても、現時点でその説明が十分だと考えておりませんので、現時点ではMV22オスプレイの配備について反対している状況でございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○玉城満委員 陳情説明資料の84ページと85ページ、陳情第21号と陳情第22号です。モニタリングポストについては何回か質疑をさせていただいたのですが、現在、モニタリングポストは3機設置されてますよね。

○上原栄淳環境保全課長 原子力艦船関連のモニタリングポストとしては、うるま市に4機設置しています。

○玉城満委員 このデータの管理というか、数値の管理はどちらがなさっているのですか。

○上原栄淳環境保全課長 文部科学省から委託を受けて、県で管理しております。

○玉城満委員 ということは、ホワイト・ビーチに船が乗りつける箇所にも設置されているわけですね。

○上原栄淳環境保全課長 モニタリングポストはホワイト・ビーチの中、栈橋に2機あります。

○玉城満委員 ホワイト・ビーチの中のモニタリングポストも、県が管理しているのですか。

○上原栄淳環境保全課長 文部科学省の委託ということで、ホワイトビーチの中2カ所、うるま市の民間のところ2カ所、4つを県が管理しているということです。

○玉城満委員 去る1月10日、原子力艦船が入ってきたわけですが、約2日間、そのときの数値はどういう内容だったのでしょうか。

○上原栄淳環境保全課長 1月のデータについては今、手元に持ってはいないのですが、原子力艦船が入港ということになりますと、入港前にモニタリングのデータを測定しまして、入港中、出港後という形で測定しておりますが、その数値について、特に平常値と変わらなかったという報告を受けております。

○玉城満委員 今の話は、1月10日から12日までの間も変わっていないということですね。

○上原栄淳環境保全課長 原子力艦船が来たときはそういう測定をしまして、測定した結果については、調査結果ということで文部科学省がデータを取りまとめますが、その報告では平常値と変わらなかったとのこと。

○玉城満委員 この4機という数が妥当なのかということを確認されたことは

ございますか。

○下地岳芳環境企画統括監 原子力艦船寄港に関する調査拠点としては、妥当な数だと認識しております。

○玉城満委員 やはり東日本大震災以降、国民みんなが放射能に関して、意識がかなり高まってきています。そういう意味で、よく原子力艦船が沖合で排水をしたときの調査で、何年か前の調査では50メートル以内には近づくななど、いろいろな情報もあって、沖縄に出入りしている原子力艦船が本当に、確実に安全だという認識を県はお持ちですか。

○下地岳芳環境企画統括監 委員御質疑の50メートルの範囲の話は、潜水艦の航行上の安全の問題で、米軍からその距離には近づくなという話があったため、放射能云々の世界ではないと理解しています。それと、これまでの測定結果で、平常値を上回るような値はいまだに検出されておられません。

○玉城満委員 あの辺では漁業を営んでいる人たちもたくさんおられて、要するに、海と直接かかわりのある業種の方がたくさんいるわけです。そういう意味で、文部科学省の4機という委託を受けて、そういうモニタリングをしているはずなのですが、今、放射能の測定はもう全国的にすごく敏感になっているわけですから、県が独自に一どういいう手法があるのかどうか分かりませんが、船で調査することも今後視野に入れていきますか。

○上原栄淳環境保全課長 放射能調査については、さっき入港前とかと答弁したのですが、モニタリングポストは24時間ずっと継続してやっています、その数値については国のホームページで見ることができますし、先ほど言ったのは、原子力艦船が来たときの数値としてはどうだったのかということで、ずっと日常的に監視していますので、影響はないと考えております。

○玉城満委員 私が質疑したのは、県が独自で、例えば船を出して、そういう調査を今後やろうとお考えですかという話です。

○上原栄淳環境保全課長 原子力艦船が入港する場合は、モニタリングポスト以外に海上保安庁が船を出して、原子力艦船の周辺で海水を採水して、海水の放射能とか、原子力艦船の周辺で空間線量とかもはかっておりまして、国全体

としてそういう監視はしていると考えております。

○玉城満委員 わかりました。

東日本大震災以降敏感になっているということで、あの辺で漁業を営んでいる人たちは、やはりどこかで疑念を抱いている部分があるのです。そういう意味では、今後も徹底的に監視等、やはり新たな手法も一もう一つ安心を得るような、そういう手法も研究していただきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。
陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。
休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

お手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡 嘉 敷 喜 代 子